

学位規則第6条第1項に規定する
学士の学位の授与の特例に係る

学位授与申請案内

平成30年度版



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

凡 例

- 「❶～❷」 …… それぞれの数字は章を表します。❷ならば第2章です。
「p.」 …… ページを表します。「p.34」ならば「34ページ」です。
「→」 …… 参照を表します。「→ p. 5」と記載されているときには、5 ページの関連記述を参照してください。
「＊」 …… 注釈があることを示します。

平成29年度版との違い

平成30年度版における主な改正点はありません。

個人情報の取扱い

学位授与申請に係る個人情報は、学位授与の審査に利用されるほか、学位授与事業のための調査・研究の資料として利用されます。調査・研究結果の公表などに際しては、個人が特定されないように処理します。

ウェブサイトのリニューアルについて

当機構ウェブサイトについては平成30年4月1日よりリニューアルを予定しています。これに伴う関連URLの変更等につきましては、別途ウェブサイトにてお知らせします。本誌内のURLについては平成30年2月時点のものとなっています。

まえがき

この冊子は、大学改革支援・学位授与機構が行う「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与の特例」について、特例が適用される短期大学・高等専門学校の特攻科に在学する学生および専攻科の担当者向けに、趣旨や仕組み、学位授与申請の手順などを解説したものです。

特例による学位授与申請の受付は平成27年10月に開始されました。従来の学位授与申請とは、申請に係る要件や手続きが大きく変わっています。

特例による学位授与申請者は、短期大学または高等専門学校の学科と専攻科において、申請する専攻の区分に応じて機構があらかじめ認定した「科目表」に記載されている授業科目の中から単位修得の要件を満たすように履修している必要があります。特に、専攻科の最終学年において大学の学部（学士課程）4年間に相当する学修を総括する「学修総まとめ科目」は、従来の学位授与の審査における「試験（小論文試験または面接試験）」に代わる重要な授業科目となりますので、必ず履修していなければなりません。

特例による学位授与申請は、オンラインによる手続き（電子申請）となります。各申請者がオンラインで必要事項を入力し、在学する短期大学・高等専門学校の専攻科の担当者が内容等を確認した後に、専攻科ごとに一括して機構へ申請手続きが行われます。

この冊子には特例による学位授与申請を行うために必要な学修や手続きについて具体的に記載されています。この制度を理解し、学士の学位取得をめざして読み進んでいってください。

目 次

❶ 学士の学位の授与に係る特例の概要	1
❷ 特例による学位授与申請者の要件	3
■ 申請者向け案内	5
❸ 単位の修得	6
❹ 学修総まとめ科目の「履修計画書」と「成果の要旨」等の作成	15
❺ 申請（申請者向け）	35
❻ 審査と合否の通知（申請者向け）	45
❼ 学位の授与（申請者向け）	46
❽ 再申請（申請者向け）	47
❾ 各種手続	51
■ 専攻科向け案内	53
❿ 申請（専攻科向け）	54
⓫ 審査と合否の通知（専攻科向け）	66
⓬ 学位の授与（専攻科向け）	67
⓭ 再申請（専攻科向け）	68
■ 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準	73
■ 関係規定（当機構ウェブサイトにて公開しています。以下に記載の URL をご参照ください。）	
○ 学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則	
○ 特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位の授与に係る申請及び審査に関する細則	
http://www.niad.ac.jp/n_gakui/enkatsu/index.html	

① 学士の学位の授与に係る特例の概要

学士の学位の授与に係る特例は、短期大学または高等専門学校に置かれる専攻科のうち、大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たした「特例適用専攻科」に在学する学生を対象に、機構の学位授与制度の特例として設けられたものです。

機構による学士の学位授与はこれまで、短期大学または高等専門学校を卒業した後に、大学で所定の単位を修得し、かつ機構の審査に合格した者に対して行われてきました。ただし単位の修得にあたっては、機構が認定した「認定専攻科」において学修し、そこで修得した単位を申告することも認められています。

認定専攻科では、大学の学部（学士課程）に相当する水準の授業科目を開設して、専任の教員が主要な授業科目を担当しています。こうした認定専攻科における学生の主体的な学習が一層充実したものとなるように、機構では一定の実績を有する認定専攻科（特例適用専攻科）の在学者に対して、その学修の成果に基づいて学士の学位の授与を行う方途*について検討し、機構の学位審査会の審議を経て、学士の学位の授与に係る特例を設けることにしました。

この特例の適用の下で学士の学位が授与されるためには、申請者は次の2つの要件を満たさなければなりません**。

1. 短期大学または高等専門学校の学科と特例適用専攻科において、大学の学部（学士課程）4年間に相当する教育課程（短期大学または高等専門学校の学科＋専攻科）の学修を行うとともに、短期大学または高等専門学校の卒業後に修得すべき単位のすべてを在学する特例適用専攻科において修得し、機構が新たに定める「修得単位の審査の基準」を満たして、「修得単位の審査」に合格すること。
2. 特例適用専攻科の最終学年に開設される授業科目「学修総まとめ科目」を履修し、大学の学部（学士課程）4年間に相当する学修の総括を行い、単位を修得するとともに、機構の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」に合格すること。

高等教育段階で「各専攻分野を通じて培う学士力」の重要な要素として、中央教育審議会の答申では、

- ・ 知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力
- ・ 人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担いうる、倫理的、社会的能力
- ・ 総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ・ 想定外の困難に際して的確な判断をするための基盤となる教養、知識、経験
- ・ 生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力

が挙げられています***。機構から学士の学位の授与を受ける者に対しても、これらの力が求められていることに違いはありません。

「学修総まとめ科目」は、特例適用専攻科の最終学年に開設され、機構が定める基準に該当することをあらかじめ審査を受けて認められた授業科目です。

特例適用専攻科は、学生が大学の学部（学士課程）に相当する4年間の学修を総括し、学士の学位取得者として必要な力を育むという観点から「学修総まとめ科目」を設計し、専攻分野を通じて培うことが求められる能力と専攻に係る学修・探究の成果を評価して単位を与えることとされています。

一方、申請者すなわち特例適用専攻科の学生は、学修総まとめ科目の履修を通じて、自ら専攻に係るテーマを設定して学修・探究を行い、その成果を「論文」あるいは「演奏・創作または作品」に結実させることが単位修得の要件とされています。

さらに機構に対して申請者は、学修総まとめ科目の「履修計画書」と「成果の要旨」等を自ら作成して提出し、「学修総まとめ科目の履修に関する審査」を受けなければなりません。

学士の学位の授与に係る特例では、上に述べたように、特例適用専攻科に在学する学生のみなさんが主体的に学習し、関心をもったテーマについて学修・探究を行うこと、そうした学修の成果に基づいて学士の学位の審査と授与を行うことが主眼とされています。「修得単位の審査」と「学修総まとめ科目の履修に関する審査」は、このような考えに基づいています。

詳細については、この「学位規則第6条第1項に規定する学士の学位の授与の特例に係る学位授与申請案内」に記されています。あなたが短期大学または高等専門学校学科と専攻科を通じて行った学修と身につけた力を十分に示して審査を受け、学士の学位を取得されることを期待しています。

- * 中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日）
- ** 「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則」（平成26年規則第1号）第2条
- *** 中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日）

② 特例による学位授与申請者の要件

特例による学位授与申請を行うには、特例による学位授与申請者の要件を満たしている必要があります。この要件を満たしていない場合は、特例適用専攻科を修了見込みの者であっても、特例による学位授与申請ができませんので、学位授与の申請を行う前に必ず要件を満たしているかどうか、在学する専攻科に確認してください。

1 特例による学位授与申請者の要件を満たす者

特例による学位授与申請者の要件を満たす者は、原則として、

- ① 特例の適用開始年度以降に特例適用専攻科に入学した者

であり、かつ、

- ② 在学する特例適用専攻科および学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表*
に記載された学科を卒業後、ただちに特例適用専攻科に入学し、学位授与申請年
度に修了見込みの者

です**。

これらの要件を満たさない者が専攻科修了見込みでの学位授与申請を行うときは、従来の審査方式（修得単位の審査および学修成果についての審査ならびに試験を行うもの）による専攻科修了見込みでの学位授与申請を行うものとします。

ただし、上記①、②に該当しない者であっても、以下のア、イに該当する場合は特例による学位授与申請の対象となります。

ア ①に該当しない者のうち、専攻科への入学後、在学する専攻科が特例の適用認定を受けたときに、当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修している場合

イ ①または②に該当しない者のうち、在学する特例適用専攻科および学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者について、異なる認定科目表に記載された学科で履修した授業科目の単位を読み替える***ことで認定科目表の授業科目を履修したとみなすことができる場合

ここでいう「在学する特例適用専攻科および学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者」としては、在学する特例適用専攻科を設置する短期大学または高等専門学校と異なる短期大学または高等専門学校を卒業した者、在

学する特例適用専攻科に係る現行の認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）以前の教育課程（カリキュラム）を置く学科を卒業した者、学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分の認定科目表に記載された学科を卒業した者などが考えられます。

在学する特例適用専攻科および学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者について、学科で修得した単位と認定科目表に記載された学科の授業科目との単位の読替ができない場合は、在学する特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修しているとは認められず、特例による学位授与申請者の要件を満たさないこととなります。

ただし、従来の審査方式による専攻科の修了見込みでの学位授与申請を行うことは可能です。

また、「特例の適用開始年度以降に特例適用専攻科に入学した者」に該当する者であっても、学科において認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）ではない教育課程（カリキュラム）を履修した者は、「認定科目表に記載された学科を卒業」した者には該当しないため、特例による学位授与申請者の要件を満たしていません。

したがって、これに当たる者についても、従来の審査方式による専攻科の修了見込みでの学位授与申請を行うものとします。

- * 認定科目表とは、短期大学または高等専門学校各特例適用専攻科とその基礎となる学科が開設する授業科目について、専攻の区分ごとに、大学の学部（学士課程）4年間に相当する教育課程の授業科目であるか、専攻の区分ごとの「修得単位の審査の基準」のどの「専攻に係る授業科目の区分」に該当するか、をあらかじめ機構で審査し、特例による学位授与申請の際に修得単位として申告することが認められる授業科目の一覧を指します。（各特例適用専攻科に開示されています。）
- ** 現行の認定科目表（申請年度に学位授与申請する者に適用される認定科目表）に限らず、過去に認定された認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）を履修した者は特例による学位授与申請者の要件を満たす者として、特例による学位授与申請が可能です。
- *** 認定科目表に記載された授業科目へ読み替えることが認められる授業科目は、異なる認定科目表に記載された授業科目（または学則において学科または専攻科で開設されている授業科目に読替が認められた大学の授業科目）のみです。

■ 申請者向け案内

③ 単位の修得

短期大学、高等専門学校の特例適用専攻科を修了見込みの者が当機構の学位授与制度を利用して学士の学位を取得するためには、以下に説明する履修の方針および単位修得の要件を満たすよう授業科目を履修することが必要となります。

1 修得単位について

1.1 履修の方針

単位の修得にあたっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修しなければなりません。

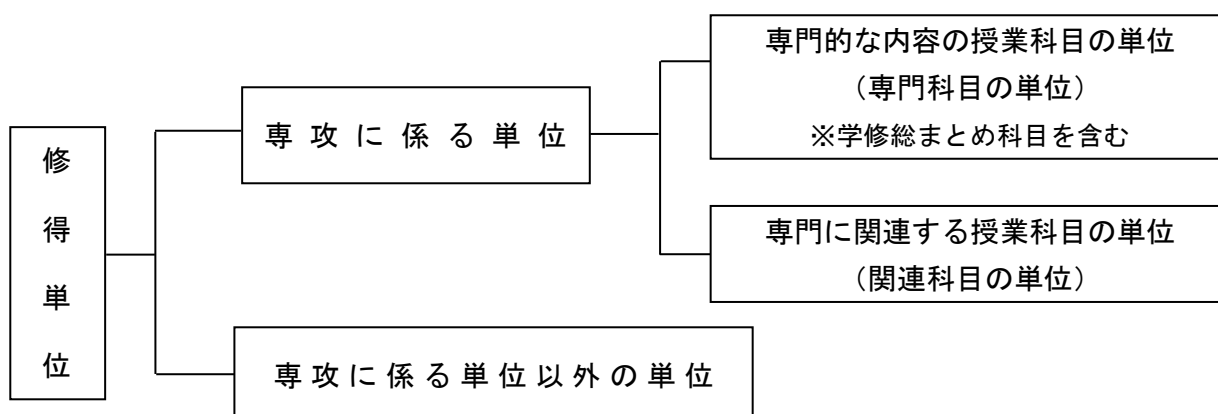
また、学修を総括する科目として、専攻科の最終学年において「学修総まとめ科目」を履修しなければなりません。

短期大学、高等専門学校の学科と専攻科で、上記の趣旨に適合するように単位を修得することが必要です。

1.2 修得単位の区分

機構では、1.1に示した履修の方針の趣旨に適合するように単位が修得されているかを審査するために、図1のように、修得単位を「専攻に係る単位」と「専攻に係る単位以外の単位」の2つに大きく分け、さらに「専攻に係る単位」を専門的な内容の授業科目の単位（「専門科目の単位」といいます。）と専門に関連する授業科目の単位（「関連科目の単位」といいます。）に区分して、それぞれについて修得すべき単位数など、単位修得の要件（「修得単位の審査の基準」といいます。）を定めています。

図1 修得単位の区分



なお、「専攻に係る授業科目の区分」（「専門科目」または「関連科目」）のいずれにも該当しない授業科目の単位は、「専攻に係る単位以外の単位」に区分されます。

それぞれの専攻において、どのような内容の授業科目の単位が「専門科目の単位」，「関連科目の単位」に該当するののかについては、本冊子の73～94ページに専攻の区分ごとに「**専攻に係る授業科目の区分**」として示してあります。

また、各特例適用専攻科およびその基礎となる学科（大学の学部（学士課程）4年間に相当する教育課程）の授業科目が、専攻の区分ごとの「**修得単位の審査の基準**」のどの「**専攻に係る授業科目の区分**」に該当するかについては、あらかじめ機構で審査し、各特例適用専攻科に開示しています。

あなたが学位の取得を希望する（審査を希望する）専攻の区分に該当する修得単位の審査の基準のページおよび各特例適用専攻科に開示された各授業科目の審査結果を必ず参照し、確認してください。

2 単位修得の要件（「修得単位の審査の基準」）

特例適用専攻科を修了する見込みの者が当機構の学位授与制度により学士の学位を取得するために学修すべき年限，修得すべき単位数等は，在学する特例適用専攻科の修業年限によって異なります。

この冊子では，次に示すとおり，在学する特例適用専攻科の修業年限ごとに分けて，単位修得の要件を説明します。自分が次のいずれに該当するのかを確認して，それぞれ指示されたページに進んでください。

- ① 修業年限2年の短期大学に置かれた修業年限2年の特例適用専攻科を修了見込みの者
- ② 高等専門学校に置かれた修業年限2年の特例適用専攻科を修了見込みの者

⇒ 2.1 9ページへ

- ③ 修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。）に置かれた修業年限1年の特例適用専攻科を修了見込みの者

⇒ 2.2 11ページへ

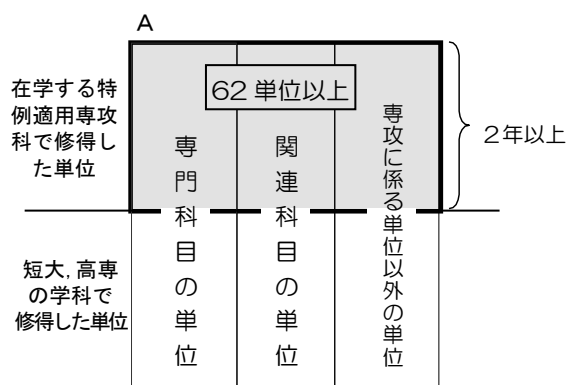
2.1 短期大学に置かれた修業年限2年の特例適用専攻科・高等専門学校の特例適用専攻科を修了見込みの者の場合の単位修得の要件

次の(1)～(4)の要件をすべて満たすように単位を修得してください。

なお、これらの要件を満たすための単位は、すべて、特例適用専攻科ごとに機構があらかじめ審査し認定した科目表（認定科目表）に記載された学科および専攻科の授業科目の単位（または認定科目表に記載された授業科目を履修したものとみなすことが認められた授業科目の単位）でなければなりません。

(1) 専攻科で修得する単位

A 特例適用専攻科を置く短期大学、高等専門学校の学科を卒業した後に、専攻科を修了するまでの2年以上にわたって在学する特例適用専攻科で授業科目を履修し、62単位以上を修得します*。



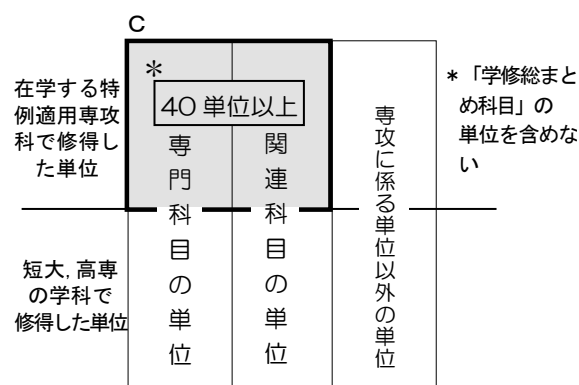
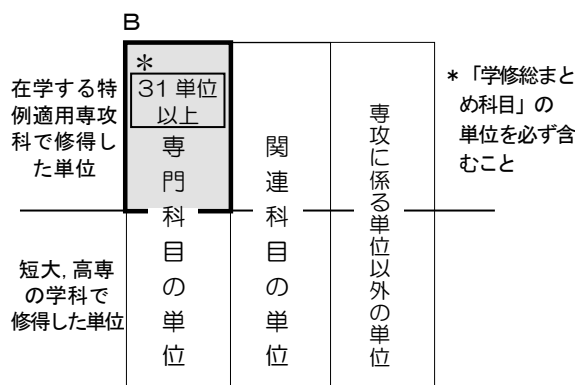
* 学位授与申請時には専攻科修了までに修得見込みの単位を申告できます。

ただし、

B 専攻科の最終学年で履修する「学修総まとめ科目」を含めて専門科目の単位を、在学する特例適用専攻科で31単位以上修得しなければなりません。

また、

C 専門科目の単位と関連科目の単位をあわせて、「学修総まとめ科目」の単位を含めずに、在学する特例適用専攻科で40単位以上修得しなければなりません。

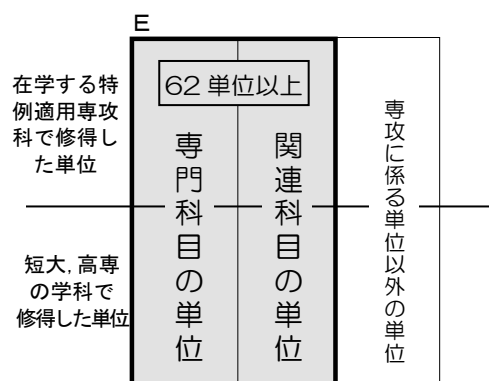


(2) 専攻に係る単位の修得

「専攻に係る単位」(専門科目の単位+関連科目の単位)は、短期大学、高等専門学校
の学科ですでに修得した専攻に係る単位とあわせて、

D 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たし(→p.13),
かつ、

E 合計62単位以上
となるように修得します。



※ [D 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」]については、3(→p.13)を参照し
てください。

(3) 専門科目の単位以外の単位の修得

「専門科目の単位以外の単位」(関連科目の単位+専攻に係る単位以外の単位)を、短期
大学、高等専門学校の学科ですでに修得した専門科目の単位以外の単位とあわせて、

合計24単位以上
となるように修得します。



(4) 外国語の単位の修得

修得単位には、外国語の単位を必ず含まなければなりません。

ここでいう外国語の単位とは、日本語以外の言語を教授することを目的としている授業
科目の単位のことです。「英語・英米文学」など外国語・外国文学に関する専攻の区分を選
択する場合には、当該外国語(この例では英語)以外の外国語の授業科目を履修して単位を
修得する必要があります。

なお、この外国語の単位は、短期大学、高等専門学校の学科ですでに修得した単位、在
学する特例適用専攻科の単位のいずれでもかまいません。

2.2 短期大学に置かれた修業年限 1 年の特例適用専攻科を修了見込みの者の場合の単位修得の要件

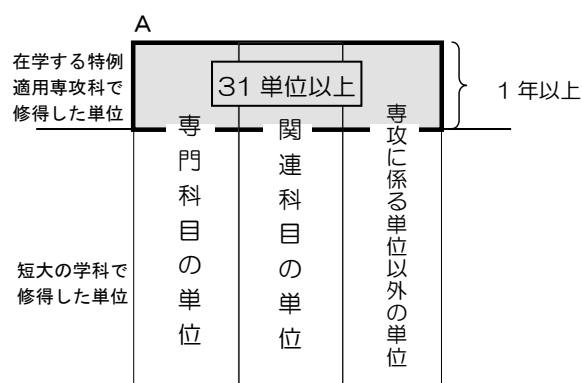
次の(1)～(4)の要件をすべて満たすように単位を修得してください。

なお、これらの要件を満たすための単位は、すべて、特例適用専攻科ごとに機構があらかじめ審査し認定した科目表（認定科目表）に記載された学科および専攻科の授業科目の単位（または認定科目表に記載された授業科目を履修したものとみなすことが認められた授業科目の単位）でなければなりません。

(1) 専攻科で修得する単位

A 特例適用専攻科を置く短期大学の学科を卒業した後に、専攻科を修了するまでの1年以上にわたって在学する特例適用専攻科で授業科目を履修し、31単位以上を修得します*。

* 学位授与申請時には専攻科修了までに修得見込みの単位を申告できます。

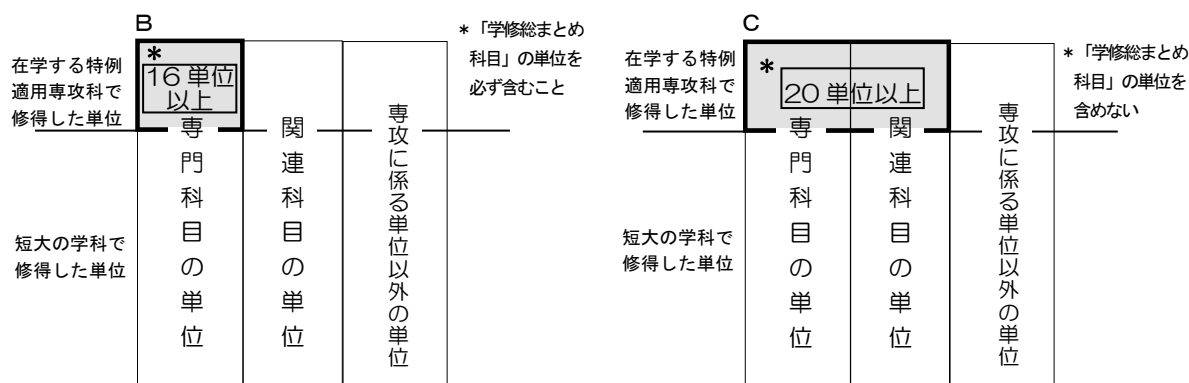


ただし、

B 専攻科の最終学年で履修する「学修総まとめ科目」を含めて専門科目の単位を、在学する特例適用専攻科で16単位以上修得しなければなりません。

また、

C 専門科目の単位と関連科目の単位をあわせて、「学修総まとめ科目」の単位を含めずに、在学する特例適用専攻科で20単位以上修得しなければなりません。



(2) 専攻に係る単位の修得

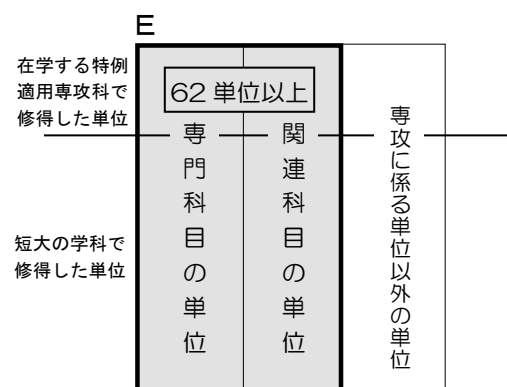
「専攻に係る単位」(専門科目の単位+関連科目の単位)は、短期大学の学科ですでに修得した専攻に係る単位とあわせて、

D 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を満たし(→p. 13) ,

かつ、

E 合計62単位以上

となるように修得します。



※ [D 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」] については、3 (→p. 13) を参照してください。

(3) 専門科目の単位以外の単位の修得

「専門科目の単位以外の単位」(関連科目の単位+専攻に係る単位以外の単位)を、短期大学の学科ですでに修得した専門科目の単位以外の単位とあわせて、

合計24単位以上

となるように修得します。



(4) 外国語の単位の修得

修得単位には、外国語の単位を必ず含まなければなりません。

ここでいう外国語の単位とは、日本語以外の言語を教授することを目的としている授業科目の単位のことです。「英語・英米文学」など外国語・外国文学に関する専攻の区分を選択する場合には、当該外国語(この例では英語)以外の外国語の授業科目を履修して単位を修得する必要があります。

なお、この外国語の単位は、短期大学の学科ですでに修得した単位、在学する特例適用専攻科の単位のいずれでもかまいません。

3 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

当機構では、専攻に係る専門の学芸が体系的に履修されているかについての審査を、「**専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準**」(→pp. 73～94)により行うこととしています。

学位の取得(審査)を希望する専攻の区分に該当するページ、ならびに以下の説明をよく理解し、特例適用専攻科でさらに履修しなければならない授業科目および修得すべき単位数を各自で判断してください。

3.1 専攻に係る授業科目の区分と修得すべき単位数

(1) 専攻に係る授業科目は、「専門科目」と「関連科目」に分けられ、さらに授業科目の内容や授業の方法(講義、演習、実習など)により区分されています(「**専攻に係る授業科目の区分**」といい、それぞれ「○○○に関する科目」のように表記されます)。

専攻の区分によっては、複数の「専攻に係る授業科目の区分」がまとまって「群」として示されている場合もあります。

(2) 「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」を示す表には、「専門科目」、「関連科目」、「群」、「専攻に係る授業科目の区分」ごとに修得すべき単位数が示されています。

3.2 「専攻に係る授業科目の区分」による修得単位の分類

申請の際には、あなたが修得したすべての単位について、在学する特例適用専攻科に係る認定科目表に基づき「専攻に係る授業科目の区分」(○○○に関する科目)にしたがって分類・整理し、「単位修得状況等申告書」を作成する必要があります。

特例適用専攻科で単位の修得を開始するにあたっては、まず短期大学、高等専門学校の学科ですでに修得した単位を「専攻に係る授業科目の区分」にしたがって分類・整理した上で、さらにどのような内容の授業科目を履修しなければならないかを各自で判断してください。

専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準（例：専攻の区分「機械工学」）

専攻の区分

専攻分野の名称

9 機械工学

工 学

機械工学は、有用な機械を開発、設計、製造、運用、保守、廃却するために必要な技術の基礎となる広範な学問体系である。工学の分野で最も広い領域をカバーしており、最近ではコンピュータ、ソフトウェア、人間を含む生体の機能や心理的反応に関する知見を包摂し、地球環境保全対応も視野に入れつつ拡張されている。このため、学士レベルでは基礎をできるだけ幅広く学ぶことが求められる。また、実験・実習により、講義で得た知識を実際に確認することも必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上） ← 「専門科目」の必要単位数	
	【A 群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ←	左の A 群の区分のうちから 4 区分以上にあたること ← 「群」「専攻に係る授業科目の区分」の選択条件
	○機械材料・材料力学に関する科目	
	○機械工作・生産工学に関する科目	
	○設計工学・機械要素・トライボロジーに関する科目	
	○流体工学に関する科目	
	○熱工学に関する科目	
	○機械力学・制御に関する科目	
	○知能機械学・機械システムに関する科目	
	【B 群（実験・実習科目）】（6 単位以上） ←	「群」ごとの必要単位数
	○機械工学に関する実験・実習科目	
	関連科目（4 単位以上） ← 「関連科目」の必要単位数	
	◇工学の基礎となる科目	
	◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

④ 学修総まとめ科目の「履修計画書」と「成果の要旨」等の作成

特例適用専攻科に在学していて修了見込みの学生の皆さんが学位授与申請を行う際には、最終学年に履修する「学修総まとめ科目」について、「履修計画書」と「成果の要旨」等を当機構に提出することが必要になります。

「学修総まとめ科目」は、あなたが短期大学または高等専門学校の学科と専攻科で行った学修（大学の学部（学士課程）4年間に相当する教育課程の学修）を総括することを目的として、特例適用専攻科の最終学年に開設される授業科目です。「学修総まとめ科目」の履修にあたっては、設定したテーマについてあなた自身が学修・探究を行い、その成果を「論文」あるいは「演奏・創作または作品」に結実させることが求められます。

「学修総まとめ科目」については、各特例適用専攻科において、専攻分野を通じて培うことが求められる能力と専攻に係る学修・探究の成果を評価して、単位が授与されます。一方、機構には、学修総まとめ科目の「履修計画書」と「成果の要旨」等を提出し、学修総まとめ科目の履修に関する審査を受けなければなりません。

この章では、「履修計画書」と「成果の要旨」等の作成について説明します。

1 「学修総まとめ科目履修計画書」の作成

「学修総まとめ科目履修計画書」には、「学修総まとめ科目」で自ら取り組んでいるテーマと、そのテーマの着想に至った背景、目的、手法・手段、内容（計画）・過程を、テーマの学修・探究を進める上で基盤となる他の授業科目の既履修状況と関連づけて、以下に示す書式にしたがって記述してください。また、「学修総まとめ科目」で設定したテーマと、そのテーマの学修・探究を支える自分自身のおおむね4年間（短期大学または高等専門学校の学科＋専攻科）の学修全体を簡潔かつ明快に説明してください。

「学修総まとめ科目履修計画書」は、A4判用紙2ページに2,400～3,000字程度で指定された項目および内容をワードプロセッサにより記述し、PDFファイルに変換して提出してください。全体で2ページを超えるものや2ページ分を1枚にまとめた表示形式で作成されたものは形式不備となります。PDFファイル以外のファイルは受理されません。

なお、提出時には、申請者が設定し取り組んだテーマに係る担当指導教員の「学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（個表）」（※専攻科で作成し、機構の審査において「適」と認められたもの）を併せて提出してください。（→p. 41, 59）

学修・探究の成果を「論文」とする場合と「演奏・創作または作品」とする場合には、「学修総まとめ科目履修計画書」に記載すべき項目および内容が異なりますので、それぞれ以下のとおり指示されたページに進んでください。

・学修・探究の成果を「論文」とする場合 ⇨ 1.1 17～18 ページへ

・学修・探究の成果を「演奏・創作または作品」とする場合 ⇨ 1.2 19～20 ページへ

1.1 学修・探究の成果を「論文」とする場合

「様式（1a）」に示す書式にしたがって、以下の項目を記述してください。様式（1a）の各欄の大きさは適宜変更してかまいませんが、**全体で2ページを超えることはできません**。また、全体の字数は2,400～3,000字程度としてください。

(1) 「学修総まとめ科目」で取り組むテーマと学修・探究の計画

◇ テーマ名および指導教員名

「学修総まとめ科目」で取り組むテーマ名および指導教員名を記載してください。

指導教員が複数名である場合は、すべての教員名*を記載して、主たる指導教員名に丸印を付してください。指導補助教員がいる場合は、すべての指導補助教員名*を記載してください。（*履修計画書に併せて提出する学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（個表）に記載されている教員名がすべて記載されるようにしてください。）

(1-1) テーマの着想に至った背景

学修総まとめ科目で取り組むテーマの着想に至った経緯を具体的に説明してください。また、当該テーマに関連する文献や資料等（既往の研究、先行研究）があればそれらについて概観し、当該テーマの意義や背景を説明してください。

複数の者が協働して同一またはほぼ同一のテーマの学修・探究を進める場合には、その理由と自身の担当について具体的に記述してください。

(1-2) 目的

学修総まとめ科目で取り組むテーマの目的を具体的に記述し、その意義を説明してください。

(1-3) 手法・手段

上記で述べた目的をどのような手法・手段を用いて達成するのかを説明してください。手法・手段を具体的に記述し、使用する材料、資料、あるいは調査対象などについて記述してください。必要に応じて装置図や手順を説明する流れ図等を用いてもかまいません。

(1-4) 内容（計画）・過程

学修・探究の実施内容について説明し、どの時点でどこまで実施するのか、大まかなスケジュールも記述してください。

なお、学位授与申請の時点で学修総まとめ科目の履修が一定程度進んでいる場合は、申請時点での状況に基づいて記述し、かつ履修終了時までに何を達成するかを記述してください。

(1-5) 予想される結果・成果

学修総まとめ科目で取り組むテーマの学修・探究により、得られると予想される結果・成果を記載してください。また、実施にあたり予想される困難・障害があれば説明し、目的達成の見通しを記載してください。

[引用文献]

引用文献がある場合は「(1-5) 予想される結果・成果」の末尾に番号を付してまとめて記載してください。

(2) 「学修総まとめ科目」の学修・探究を支える学修全体について

(2-1) テーマの学修・探究の基盤となる専門科目の学修

おおむね4年間（短期大学または高等専門学校の学科＋専攻科）の学修を振り返り、履修した（もしくは履修している）「専門的な内容の授業科目」（専門科目）の概要と身につけた力について具体的に記述し、「学修総まとめ科目」で取り組むテーマと、「専門科目」の学修との関連を説明してください。特にテーマの学修・探究を進める上で基礎となった専門科目、あるいは関係の深い専門科目については、具体的な授業科目名も記載してください。

(2-2) テーマの学修・探究に関係する関連科目の学修

履修した（もしくは履修している）「専門に関連する授業科目」（関連科目）の全体の概要と身に付けた力について記述し、それらの授業科目で学んだ（もしくは学んでいる）内容が当該テーマとどのように関連するかを説明してください。特にテーマの学修・探究と関係の深い関連科目については、具体的な授業科目名も記載してください。

(2-3) 専攻に係る科目以外の学修

専攻に係る科目以外でどのような授業科目を履修したか概要を述べ、特に興味を持った授業科目、および有益であったと考える授業科目について、具体的な授業科目名を記載して内容の概略を説明してください。

(2-4) 自分自身の4年間（短期大学または高等専門学校の学科および専攻科）の学修全体の省察

これまでのおおむね4年間の学修で、どのような知識を学んだか、またどのような能力が得られたかを説明してください。また、専攻科修了までに身につけたい知識、能力について述べ、それを実現するための方策を説明してください。

1.2 学修・探究の成果を「演奏・創作または作品」とする場合

「様式（1b）」に示す書式にしたがって、各項目を記述してください。様式（1b）の各欄の大きさは適宜変更してかまいませんが、**全体で2ページを超えることはできません**。また、全体の字数は2,400～3,000字程度としてください。

(1) 「学修総まとめ科目」で取り組むテーマと学修・探究の計画

◇ テーマ名および指導教員名

「学修総まとめ科目」で取り組むテーマ名および指導教員名を記載してください。（テーマ名は個別の演奏曲目・創作または作品のタイトルではなく、学修総まとめ科目の履修を通じて取り組むテーマであることに注意してください。）

指導教員が複数名である場合は、すべての教員名*を記載して、主たる指導教員名に丸印を付してください。指導補助教員がいる場合は、すべての指導補助教員名*を記載してください。（*履修計画書に併せて提出する学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（個表）に記載されている教員名がすべて記載されるようにしてください。）

(1-1) テーマの着想に至った背景

学修総まとめ科目で取り組むテーマの着想に至った経緯、意義や背景を説明してください。

(1-2) 演奏・創作または作品の構想

音楽演奏の場合はどのような曲を演奏するか、音楽創作の場合はどのような作曲を行うか、美術作品の場合はどのような作品を制作するか、などについて具体的な構想を記述してください。また、複数の美術作品を制作し、その一部として共同で作品を制作する場合には、その理由と自身の担当について具体的に記述してください。

(1-3) 演奏・創作または作品制作の手法・手段、作品の材料

音楽演奏の場合はどのような手段（楽器など）を用いるか、音楽創作の場合はどのような手段（楽器など）を対象として、どのような手法（楽譜ないしオーディオメディア）で提示する作品か、美術作品の場合はどのような手法と材料を用いるかについて記載してください。

(1-4) 演奏・創作または作品制作の計画・過程

音楽演奏の場合は練習計画の概要、音楽創作および美術作品の場合は作品制作のスケジュールの概要を記載してください。

(1-5) 予想される結果・成果

当該テーマの学修によりどのような能力が修得できるか、どのような結果が得られるかについて概略を説明し、その能力獲得についてどのような困難が予想されるか、その困難の解決法等についても説明してください。

(2) 「学修総まとめ科目」の学修・探究を支える学修全体について

(2-1) テーマの学修・探究の基盤となる専門科目の学修

おおむね4年間（短期大学または高等専門学校の学科＋専攻科）の学修を振り返り、履修した（もしくは履修している）「専門的な内容の授業科目」（専門科目）の概要と身に付けた力について具体的に記述し、「学修総まとめ科目」で取り組むテーマと、「専門科目」の学修との関連を説明してください。特にテーマの学修・探究を進める上で基礎となった専門科目、あるいは関係の深い専門科目については、具体的な授業科目名も記載してください。

(2-2) テーマの学修・探究に関係する関連科目の学修

履修した（もしくは履修している）「専門に関連する授業科目」（関連科目）の全体の概要と身につけた力について記述し、それらの授業科目で学んだ（もしくは学んでいる）内容が当該テーマとどのように関連するかを説明してください。特にテーマの学修・探究と関係の深い関連科目については、具体的な授業科目名も記載してください。

(2-3) 専攻に係る科目以外の学修

専攻に係る科目以外でどのような授業科目を履修したか概要を述べ、特に興味を持った授業科目、および有益であったと考える授業科目について、具体的な授業科目名を記載して内容の概略を説明してください。

(2-4) 自分自身の4年間（短期大学または高等専門学校の学科および専攻科）の学修全体の省察

これまでのおおむね4年間の学修で、どのような知識を学んだか、またどのような能力が得られたかを説明してください。また、専攻科修了までに身につけたい知識、能力について述べ、それを実現するための方策を説明してください。

2 「学修総まとめ科目 成果の要旨」等の作成

「学修総まとめ科目」は申請者（特例適用専攻科を修了見込みの者）が、大学の学部（学士課程）4年間に相当する教育課程において行った学修を総括するための授業科目です。この「学修総まとめ科目 成果の要旨」等は「学修総まとめ科目」の履修により学士としての力を身につけていることを確認するために提出していただくものです。以下に示す様式にしたがって作成してください。

「学修総まとめ科目 成果の要旨」または「学修総まとめ科目 成果の説明書」は、A4判用紙にそれぞれ指定の枚数および字数で以下に示す内容をワードプロセッサにより記述し、PDFファイルに変換して提出してください。PDFファイル以外のファイルは受理されません。

なお、学修・探究の成果を「論文」とする場合と「演奏・創作または作品」とする場合では、「学修総まとめ科目 成果の要旨」等の項目および内容が異なりますので、それぞれ以下のとおり指示されたページに進んでください。

・学修・探究の成果を「論文」とする場合 ⇨ 2.1 22 ページへ

・学修・探究の成果を「演奏・創作または作品」とする場合 ⇨ 2.2 23～24ページへ

2.1 学修・探究の成果を「論文」とする場合

「学修総まとめ科目 成果の要旨」を提出してください。

A4判用紙2ページに2,400～3,000字程度で「様式(2a)」にしたがって以下の項目および内容を記述してください。必要に応じて図、表を挿入してもかまいません。図、表を挿入した場合はキャプションを付し、これらを含めて全体をA4判用紙2ページ以内としてください。様式(2a)の各欄の大きさは適宜変更してかまいませんが、**全体で2ページを超えることはできません**。また、全体の字数は2,400～3,000字程度としてください。

◇ テーマ名および指導教員名

「学修総まとめ科目」で取り組んだテーマ名および指導教員名を記載してください。

指導教員が複数名である場合は、すべての教員名*を記載して、主たる指導教員名に丸印を付してください。指導補助教員がいる場合は、すべての指導補助教員名*を記載してください。(*履修計画書に併せて提出する学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書(個表)に記載されている教員名がすべて記載されるようにしてください。)

(1) 背景

学修総まとめ科目で取り組んだテーマの背景について記述してください。関係する文献、資料等(既往の研究、先行研究)があればそれらを引用しつつ概略を説明してください。複数の者が共同して同一またはほぼ同一のテーマの学修・探究を進めた場合には、その理由と自身の担当について具体的に記述してください。

(2) 目的

学修総まとめ科目で取り組んだテーマの目的と意義を具体的に記述してください。

(3) 手法・手段

用いた手法・手段を具体的に記述してください。実験を行った場合は用いた実験装置の主な仕様を記し、測定方法などを説明してください。シミュレーションや数値計算を行った場合は用いたソフトウェアの概略を記し、計算方法などを説明してください。調査研究の場合には調査の方法、対象などを具体的に説明してください。

(4) 内容

学修・探究の実施内容を具体的に記述してください。実験を行った場合は実験条件、用いた試料、データ解析の方法などを説明してください。シミュレーションや数値計算を行った場合は、計算条件、解析方法、用いたアルゴリズムなどについて説明してください。

「学修総まとめ科目履修計画書」に記述した計画・内容から大きな変更が生じた場合には、その理由、解決策等を記述してください。また、学修・探究の進捗に応じて「学修総まとめ科目履修計画書」に記載したテーマ名に修正が生じた場合は、修正した旨とその理由を記述してください。

(5) 得られた結果と考察・将来展望

得られた結果の概要を説明し、その結果に対する考察を行い、これらに基づいて学修・探究の結論をまとめてください。また、当該学修・探究では解決できなかった事項があればそれに対する解決策を考察してください。学修総まとめ科目で取り組んだテーマに関する将来展望についても記述してください。

2.2 学修・探究の成果を「演奏・創作または作品」とする場合

「成果の録画メディアないし映像作品（DVD等）」および「学修総まとめ科目 成果の説明書」（「学修総まとめ科目 成果の要旨」等）を提出してください。「成果の説明書」はA4判用紙1ページ以内に1,600字程度で記述してください。

<音楽（演奏）>

学修・探究の成果を録画したDVDを、また、様式（2b）の「学修総まとめ科目 成果の説明書」を提出してください。様式（2b）の各欄の大きさは適宜変更してかまいませんが、全体で1,600字程度で1ページ以内としてください。

<音楽（創作）>

学修・探究の成果を記録した楽譜またはCD等を、また、様式（2c）の「学修総まとめ科目 成果の説明書」を提出してください。様式（2c）の各欄の大きさは適宜変更してかまいませんが、全体で1,600字程度で1ページ以内としてください。

<美術（作品）>

別表1にしたがって学修・探究の成果を録画した（あるいは映像作品を収録した）DVD等を、また、様式（2d）の「学修総まとめ科目 成果の説明書」を提出してください。様式（2d）の各欄の大きさは適宜変更してかまいませんが、全体で1,600字程度で1ページ以内としてください。

◇ テーマ名および指導教員名

「学修総まとめ科目」で取り組んだテーマ名および指導教員名を記載してください。（テーマ名は個別の作品のタイトルではなく、学修総まとめ科目の履修を通じて取り組んだテーマであることに注意してください。）

指導教員が複数名である場合は、すべての教員名*を記載して、主たる指導教員名に丸印を付してください。指導補助教員がいる場合は、すべての指導補助教員名*を記載してください。（*履修計画書に併せて提出する学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（個表）に記載されている教員名がすべて記載されるようにしてください。）

（1）制作の経緯

学修総まとめ科目のテーマに関して、作品制作の計画・過程を説明してください。

作品は、最終的な成果に限るものとします。作品名（タイトル）、作品の種類、制作の時期・場所、作品の大きさも記載してください。（作品が複数の場合は、それぞれについて記載してください。）

「作品の種類」は、次の例を参考に、作品の様態や技法がよく分かるような用語で記載してください。

絵画（日本画、洋画、版画、壁画）、彫刻（石彫、木彫、塑像、立体造形）、工芸（彫金、鍛金、鋳金、染織、陶芸、漆芸、木工、ガラス工芸、七宝）、デザイン（グラフィック、イラストレーション、プロダクト、ファッション、建築・環境、その他）、インスタレーション、写真、マンガ、

映像（映画，アニメーション，その他）など

提出する「作品」は，個人で制作したものに限ります。ただし，複数の「作品」を提出する場合にのみ，その一部として共同制作の「作品」を提出することができます。その場合は，共同制作を行った理由と自身の担当について具体的に記述してください。

（２） 制作の特徴

作品の制作において表現しようとしたこととその意図を説明してください。

（３） 作品の材料，制作の手法・手段

作品の制作で用いた材料，制作の手法・手段を説明してください。

（４） 制作において留意・工夫した点

制作の技術や表現に関して，留意した点，工夫した内容を説明してください。

「学修総まとめ科目履修計画書」に記述した計画・内容から大きな変更が生じた場合には，その理由，解決策等を記述してください。

（５） 得られた成果と考察・将来展望

学修総まとめ科目で取り組んだ学修・探究の成果について考察し，自身で評価した結果を記述してください。また，今後の展望・計画についても説明してください。

様式（1a） 学修総まとめ科目履修計画書

学校名		専攻名	
専攻分野名称		専攻の区分	
氏 名		学籍番号	
テーマ名			
指導教員名		指導補助教員名	

(1) 「学修総まとめ科目」で取り組むテーマと学修・探究の計画

(1-1) テーマの着想に至った背景
(1-2) 目的
(1-3) 手法・手段
(1-4) 内容（計画）・過程

(1-5) 予想される結果・成果
(2) 「学修総まとめ科目」の学修・探究を支える学修全体について
(2-1) テーマの学修・探究の基盤となる専門科目の学修
(2-2) テーマの学修・探究に関係する関連科目の学修
(2-3) 専攻に係る科目以外の学修
(2-4) 自分自身の4年間の学修全体の省察

様式（1b） 学修総まとめ科目履修計画書

学校名		専攻名	
専攻分野名称		専攻の区分	
氏 名		学籍番号	
テーマ名			
指導教員名		指導補助教員名	

（1）「学修総まとめ科目」で取り組むテーマと学修・探究の計画

（1-1） テーマの着想に至った背景
（1-2） 演奏・創作または作品の構想
（1-3） 演奏・創作または作品制作の手法・手段，作品の材料
（1-4） 演奏・創作または作品制作の計画・過程

(1-5) 予想される結果・成果
(2)「学修総まとめ科目」の学修・探究を支える学修全体について
(2-1) テーマの学修・探究の基盤となる専門科目の学修
(2-2) テーマの学修・探究に関係する関連科目の学修
(2-3) 専攻に係る科目以外の学修
(2-4) 自分自身の4年間の学修全体の省察

様式（2a） 学修総まとめ科目 成果の要旨

学校名		専攻名	
専攻分野名称		専攻の区分	
氏 名		学籍番号	
テーマ名			
指導教員名		指導補助教員名	

（1） 背景
（2） 目的
（3） 手法・手段

(4) 内容
(5) 得られた結果と考察・将来展望

様式（2b） 学修総まとめ科目 成果の説明書

学校名		専攻名	
専攻分野名		専攻の区分	
氏 名		学籍番号	
テーマ名			
指導教員名		指導補助教員名	

（１） 演奏曲目（演奏収録の時期・場所を含む。）
（２） 選曲の理由
（３） 演奏の特徴
（４） 演奏において留意・工夫した点
（５）得られた成果と考察・将来展望

様式（2c） 学修総まとめ科目 成果の説明書

学校名		専攻名	
専攻分野名称		専攻の区分	
氏 名		学籍番号	
テーマ名			
指導教員名		指導補助教員名	

（1） 創作の経緯（作品のタイトル，創作の時期を含む。）
（2） 創作の特徴
（3） 創作の手法・手段
（4） 創作において留意・工夫した点
（5） 得られた成果と考察・将来展望

様式（2d） 学修総まとめ科目 成果の説明書

学校名		専攻名	
専攻分野名称		専攻の区分	
氏 名		学籍番号	
テーマ名			
指導教員名		指導補助教員名	

(1) 制作の経緯 (作品のタイトル, 制作の時期・場所を含む。)
(2) 制作の特徴
(3) 作品の材料, 制作の手法・手段
(4) 制作において留意・工夫した点
(5) 得られた成果と考察・将来展望

(別表 1)

美術（作品）の場合は次表の「成果」を提出してください。

提出する「作品」は、あなたが個人で制作したものに限りません。ただし、複数の「作品」を提出する場合にのみ、その一部として共同制作の「作品」を提出することができます。その場合は、「学修総まとめ科目 成果の説明書」に、制作において担当した部分を明示してください。

成果（作品の種類）	提出形態	作成上の注意	制作時期	提出部数
絵画 彫刻 工芸 デザイン インスタレーション 写真 マンガ など	DVD	① 作品の全体がよく分かるように撮影すること。作品に応じて動画・静止画のいずれかまたは両方でもよい。 ② 解像度は、原寸サイズで十分に細部が分かるものとする。 ③ DVD 1 枚に収録し、汎用性をもたせるため ファイナライズ *すること。 ④ 作品を収録したファイルには、ファイル名として作品名（タイトル）を付すこと。 ⑤ 制作の過程の映像を含めてもよい。 （作品を収録したファイルとは別ファイルとし、制作の過程の映像であることが分かるファイル名を付すこと。なお、動画の場合は 10 分以内とすること。） ⑥ 「専攻の区分」、「テーマ名」、「氏名」、「作品名（タイトル）」を表面とケースに記入すること。 ⑦ 収録したDVDの画質を確認すること。	完成時期は、学修総まとめ科目の履修期間内であること	同じDVDを3枚
映像 アニメーション	DVD	① DVD 1 枚に収録し、汎用性をもたせるため ファイナライズ すること。 ② 作品を収録したファイルには、ファイル名として作品名（タイトル）を付すこと。 ③ 制作の過程の映像を含めてもよい。 （作品を収録したファイルとは別ファイルとし、制作の過程の映像であることが分かるファイル名を付すこと。なお、動画の場合は 10 分以内とすること。） ④ 「専攻の区分」、「テーマ名」、「氏名」、「作品名（タイトル）」を表面とケースに記入すること。 ⑤ 収録したDVDの画質、音質を確認すること。	完成時期は、学修総まとめ科目の履修期間内であること	同じDVDを3枚

* 他機器で再生可能とする処理

⑤ 申 請（申請者向け）

1 学位授与の申請

専攻科の修了までに所定の単位をすべて修得し、平成30年9月に特例適用専攻科を修了する見込みの者は平成30年度4月期に、平成31年3月に特例適用専攻科を修了する見込みの者は平成30年度10月期に、それぞれ特例による学位授与の申請ができます。

特例適用専攻科によって学位授与申請が認められる専攻の区分は決まっていますので、必ず事前に、在学する特例適用専攻科に申請可能な専攻の区分を確認してください。

なお、次に該当する者はこの制度を利用して申請するためには一定の要件を満たしている必要があります。

- (1) 現在在学している短期大学または高等専門学校学科以外を卒業し、特例適用専攻科へ入学した者
- (2) 専攻科に入学後、在学する専攻科が特例の適用認定を受けた者
- (3) 短期大学または高等専門学校を卒業後、社会人入学等を利用して専攻科に入学した者
- (4) 学科と専攻科で専攻する分野が異なっている者

そのほか、他大学等で修得した単位がある場合は、学位授与申請を行う前に、在学する特例適用専攻科の授業科目の履修により修得される単位への「読替」という手続きを行う必要があります。

これらについても、事前に在学する特例適用専攻科に確認し、手続きに間違いのないようご注意ください。

2 申請方法

特例による学位授与の申請は、インターネットを利用した電子申請で行います。また、電子申請システムへの入力には申請受付時と修了確定時の2段階に分けて行います。

各申請者が入力した申請者情報等は、最終的に、各特例適用専攻科の担当者が、内容を確認し、必要な証明書等とともに取りまとめて、機構へ提出していただくこととなります。

3 受付期間等

以下に記載したそれぞれの期間の最終日は、機構へ提出する最終締切日となります。提出データおよび書類は、所属する特例適用専攻科で取りまとめて提出するため、各項目の締切日は、特例適用専攻科の担当者に必ず確認してください。

(1) 申請受付時システム入力期間

入力情報：申請者基本情報，修得単位の情報，「学修総まとめ科目履修計画書」

申請時期	入 力 期 間
4 月期申請	○ 平成30年3月20日（火）～平成30年4月12日（木） (最終日は17時までにて送信完了)
10月期申請	○ 平成30年9月19日（水）～平成30年10月11日（木） (最終日は17時までにて送信完了)

(2) 修了確定時システム入力期間

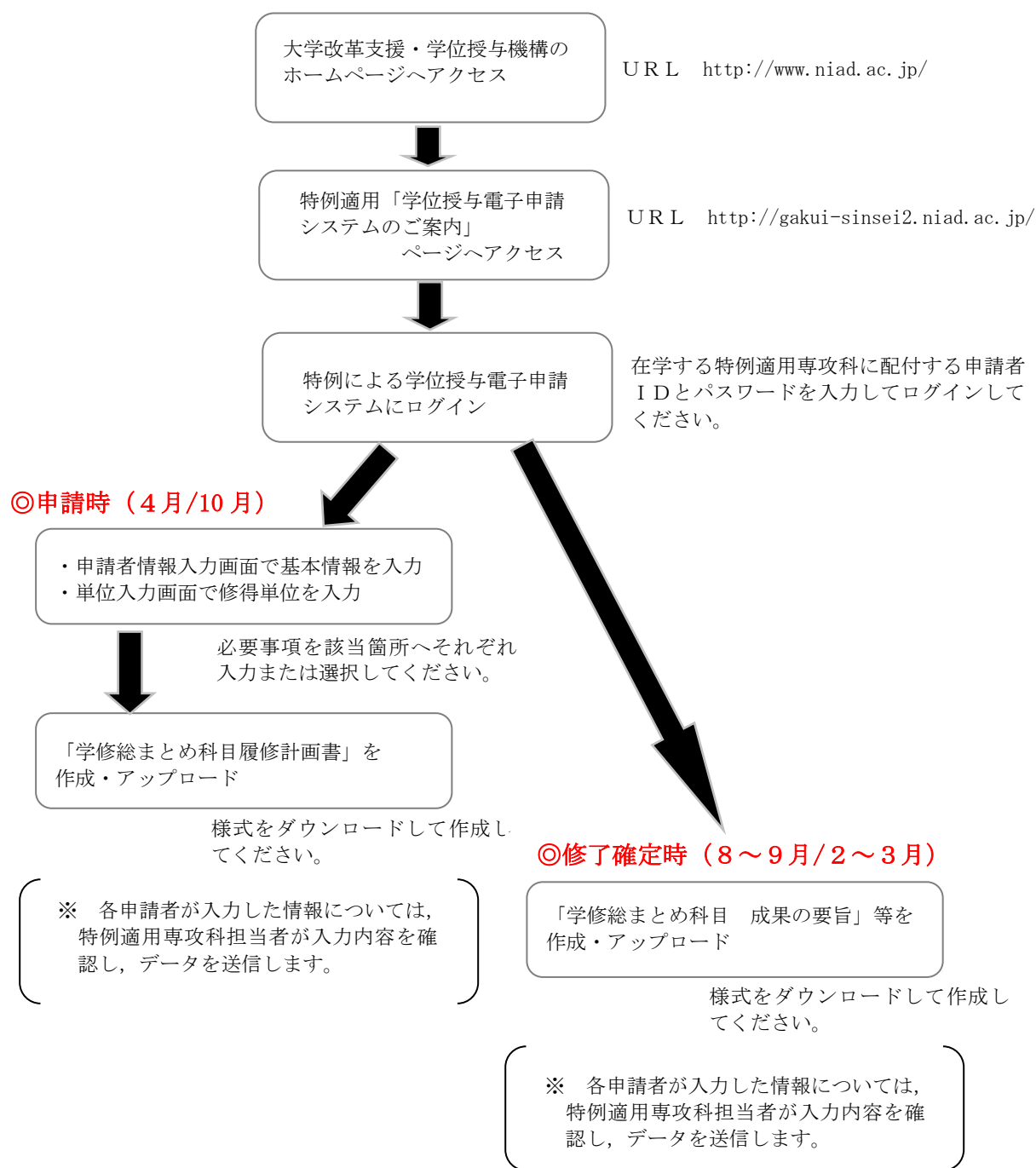
入力情報：「学修総まとめ科目 成果の要旨」等

申請時期	入 力 期 間
4 月期申請	○ 平成30年8月1日（水）～平成30年9月10日（月） (最終日は17時までにて送信完了)
10月期申請	○ 平成31年2月1日（金）～平成31年3月13日（水） (最終日は17時までにて送信完了)

(3) 学位審査手数料払込み

申請時期	払 込 期 間
4 月期申請	○ 平成30年3月1日（木）～平成30年4月13日（金）
10月期申請	○ 平成30年9月1日（土）～平成30年10月12日（金）

○インターネットを利用した電子申請の方法



4 申請にあたっての留意事項

- (1) 必要な申請情報の入力、すべてインターネットを利用した電子申請システムを利用して行っていただきます。
- (2) あなたが特例による学位授与申請者の要件や申請条件を満たしているかどうかについては、必ず、事前に在学する特例適用専攻科に確認してください。特に、あなたが特例適用専攻科とその基礎となる学科で履修した教育課程の授業科目が、機構の定める「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」（→pp. 73～94）のどの「専攻に係る授業科目の区分」に該当するかに関しては、事前に各特例適用専攻科に開示しています。あなたがすでに履修した授業科目の修得単位と、専攻科を修了するまでに履修予定の授業科目の修得見込単位によって基準を満たすかどうかを確認の上、各自、履修計画を立ててください。
- (3) あなたが提出した「学修総まとめ科目履修計画書」および「学修総まとめ科目 成果の要旨」等については、審査の結果、その内容が不十分であると判断されると、それぞれ書き直しを求められる場合がありますので、ご注意願います。
なお、書き直しを求められる場合には、各専攻科の担当者にその旨を連絡します。直接申請者に連絡することはありませんので、ご承知おきください。
- (4) 特例適用専攻科に在学し、特例による学位授与申請者の要件を満たす者は、在学中は特例以外による学位授与申請はできません。
- (5) その他、システムへの入力期限や書類の提出期限に関しては、在学する特例適用専攻科で指定された期限にしたがってください。
- (6) 質問事項は、在学する特例適用専攻科へすべてお問い合わせください。

5 申請に必要な情報と書類

特例による学位授与申請において、申請に係る情報の入力と学位審査手数料の払込みについては、申請者が各自で行います。その他、申請情報および証明書類の取りまとめは、特例適用専攻科の担当者が行います。

43ページの表は、申請者と専攻科担当者の役割分担をまとめているので、ご確認ください。（なお、以下の説明中の○付き数字は、43ページの表の各項目と対応しています。）

① 申請者基本情報

申請者の基本情報を電子申請システムを利用して入力します。

<入力画面イメージ> ※詳細な電子申請システム利用マニュアルは別途配付します。

※下の画像は平成29年度10月期申請時の画面イメージです。

学位授与電子申請システム

単位修得状況等申告書(平成29年度10月期申請)

ヘルプ ? ログアウト

申請者情報入力 学籍入力 単位入力 総括表・確認 登録完了

申請者情報入力

学籍入力に進む

★と表示されている項目は必ず記入してください。

申請情報

申請年月日 ★ 平成29年 10 月 1 日

基礎資格を有する者の区分 ★ J 特別適用専攻科を持つ高等専門学校本科を卒業した方

再申請 ☐ 再申請

科目表年度 平成29年

専攻分野の名称 ★ 工学

専攻の区分 ★ 電気電子工学

申請者情報

氏名(漢字) ★ 姓 申請 名 太郎 (旧姓)

氏名(カナ) ★ セイ シンセイ メイ ミロウ (全角カナ)

性別 ★ ☒ 男 ☐ 女

生年月日 ★ 平成 7 年 4 月 1 日

本籍 ★ 北海道

(住所)郵便番号 ★ 187 - 8587 (半角数字) 住所検索
※郵便番号を入力後ボタンを押下することで住所が表示されます

都道府県 ★ 東京都

市区町村丁目・番地 ★ 小平市学園西町1-29-1

団地・棟・号室・方等 機械ハイムB棟201号室

電話番号 ★ 042 - 307 - 0000

その他情報

納付書No. ★ 2956638

入金日 平成29年 10 月 1 日

学籍まとめ科目

学籍番号 ★ E160001

テーマ名 ★ >000Xについて

指導教員名 ★ 高専一郎

指導補助教員名 ★ 高専花子, 高専次郎

添付計画書 ★ keikakuho_sample 確認(ダウンロード) 参照...

学籍入力に進む

② 学位授与申請書

機構のウェブサイト (http://www.niad.ac.jp/n_gakui/enkatsu/index.html) から様式をダウンロードして印刷し、必要事項を記入の上、在学する特例適用専攻科へ提出します。なお、提出前に特例適用専攻科または各申請者において必ず写し（コピー）を保管しておいてください。

<作成上の注意>

この欄には何も記入しないでください。

申請時期を入力または記入してください。
特 例 用

※ 監理番号

学位授与申請書（平成 年度 月期）

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構長 殿

在学する短期大学・高等専門学校の名称および専攻科の専攻名を入力または記入してください。専攻名の前には「専攻科」と入れ、コース名等はいれなくてください。
（記入例：専攻科○○専攻）

申請者氏名（自筆）
※ここに記入した氏名が学位記に記載されますので楷書で丁寧に記入してください。

この申請書及び電子申請システムを通じて入力した単位修得状況等申告書等の記載内容は事実と相違ありません。

学 校 名
専攻科（専攻）名
専攻分野の名称
専 攻 の 区 分
申請者ID

申請する「専攻の区分」および対応する「専攻分野の名称」を p.74 に掲載した表を参照し、リストから選択または記入してください。

電子申請システムにログインする際に使用した申請者IDの数字部分（7桁）を入力または記入してください。

学位審査手数料
受付証明書
貼付欄

申請には、学位審査手数料受付証明書の貼付が必要です。
各特例適用専攻科に配布した、特例による学位授与申請専用の払込用紙で、学位審査手数料を払い込み、その証明書を貼付してください。
※払込みの際は必ず金融機関の窓口で行い、ATMは利用しないでください。

学位審査手数料を払い込んだ際に金融機関の窓口で発行される「学位審査手数料受付証明書」（コピー不可）を糊でしっかり貼付してください。

③ 学位審査手数料受付証明書（郵便振替払込受付証明書）

学位審査手数料は申請者自身でご負担ください。金融機関への払い込み後、金融機関印を押してもらった学位審査手数料受付証明書（郵便振替払込受付証明書）（コピー不可）を学位授与申請書の所定の貼付欄に貼付し、在学する特例適用専攻科に提出します。

⑤ 「学修総まとめ科目履修計画書」

機構のウェブサイト（http://www.niad.ac.jp/n_gakui/enkatsu/index.html）から様式（様式1aまたは様式1b）をダウンロードして作成し、PDFファイルに変換して電子申請システムにアップロードします。

なお、提出時には、申請者が設定し取り組んだテーマに係る担当指導教員の「学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（個表）」（専攻科で作成し、機構の審査において「適」と認められたもの）を併せて提出する必要があります。アップロードするファイルの作成にあたっては専攻科の指示に従ってください。

⑥ 単位修得状況等申告書（修得単位情報）

学科・専攻科の単位修得証明書を元に申請者が修得した単位情報等を電子申請システムへ入力します。

<画面入力イメージ> ※詳細な電子申請システム利用マニュアルは別途配付します。

※下の画像は平成29年度10月期申請時の画面イメージです。

- ・申請者が所属する専攻名およびその基礎となる学科を選択し、当該申請者に適用される認定科目表（→p. 9, 11）を決定します。

- ・認定科目表に記載された授業科目から、申請者が履修し単位を修得した（あるいは修得予定の）授業科目をチェックし、修得時期を入力します。

学位授与電子申請システム 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

申請 太郎 様 単位修得状況等申告書(平成29年度10月期申請) ヘルプ ログアウト

申請者情報入力 学歴入力 単位入力 総括表・確認 登録完了

単位入力 (単位の修得状況の入力)

学歴入力に戻る 総括表・確認に進む

代替	履修状況	単位の種類	専攻に係る 授業科目の区分	授業科目名	単位数	修得時期	備考等
☐	未 ○ 済 ○ 見 ●	学修総まとめ科目	B群 電気電子工学 実験・実習	生産システム工学特別研究Ⅱ	専攻科	8 平成 30 年 3月	
☐	未 ○ 済 ○ 見 ○	専門科目	A群 電気電子工学 基礎	電気回路Ⅳ	本科	2 平成 26 年 3月	
☐	未 ○ 済 ○ 見 ○	専門科目	A群 電気電子工学 基礎	電子回路Ⅱ	本科	2 平成 26 年 9月	
☐	未 ○ 済 ○ 見 ○	専門科目	A群 電気電子工学 基礎	計測工学Ⅱ	本科	1 平成 25 年 9月	
☐	未 ○ 済 ○ 見 ○	専門科目	A群 電気工学	電気機器	本科	2 平成 26 年 3月	
☐	未 ○ 済 ○ 見 ○	専門科目	A群 電気工学	制御工学	本科	2 平成 26 年 3月	
☐	未 ○ 済 ○ 見 ○	専門科目	A群 電気工学	エネルギー工学	本科	2 平成 年 選択	

学歴入力に戻る 総括表・確認に進む

※ 大学において履修した授業科目や異なる認定科目表に記載された授業科目について単位を修得し、在学する特例適用専攻科の認定科目表に記載された授業科目を履修したものとみなすことが認められた単位については、読替後の授業科目の単位として申告します。大学等で修得した単位が、特例適用専攻科のどの授業科目の単位として読み替えることをが認められたかは、必ず在学する特例適用専攻科の担当者に確認の上、修得単位の申告を行ってください。

→入力後、総括表で専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準を満たすか確認し、満たさない場合は、速やかに特例適用専攻科の担当者へ相談してください。

⑨ 「学修総まとめ科目 成果の要旨」等

修了確定時に機構のウェブサイト (http://www.niad.ac.jp/n_gakui/enkatsu/index.html) から様式をダウンロードして作成し、PDFファイルに変換して電子申請システムにアップロードします。

学修・探究の成果を「演奏・創作または作品」とする場合の記録メディア等については、所属する特例適用専攻科に提出します。

申請に必要な情報や書類等

申請に必要な情報や書類等			申請者	特例適用専攻科の担当者
☆申請受付時				
①	申請者基本情報	入 力	○	—
		送 信	—	○
②	学位授与申請書		△	○
③	学位審査手数料受付証明書		△	○
④	短期大学・高等専門学校の卒業証明書		* ¹	○
⑤	「学修総まとめ科目履修計画書」	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑥	単位修得状況等申告書 (修得単位情報)	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑦	単位修得証明書 (学科・専攻科)		* ¹	○
⑧	認定科目表に掲げる授業科目を履修したものと みなす証明書		—	* ²
☆修了確定時				
⑨	「学修総まとめ科目成果の要旨」等	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑩	特例適用専攻科の修了証明書		—	○
⑪	修得単位情報 (修得見込単位分)	入 力	—	○
		送 信	—	○
⑫	単位修得証明書 (専攻科)		—	○
⑬	学修総まとめ科目の成績評価の結果	入 力	—	○
		送 信	—	○

※ 「○」は申請者または特例適用専攻科の担当者が担当する分。
「△」は申請者各自が作成・入手した書類を専攻科へ提出する分。
「入力」とは、電子申請システムへ入力（またはファイルをアップロード）すること。
「送信」とは、電子申請システムへ入力されている内容を確認の上、特例適用専攻科の担当者が、データを最終登録すること。

* 1 在学する特例適用専攻科を置く短期大学・高等専門学校と異なる短期大学・高等専門学校の卒業者は、申請者本人が出身校に証明書の発行の依頼をし、取り寄せる必要があります。具体的な手続きは在学する特例適用専攻科の担当者等の指示にしたがってください。

* 2 申請者が大学において履修した授業科目と異なる認定科目表に記載された授業科目の単位を学位授与申請において申告する単位に含める場合には、申請者ごとに作成・提出が必要です。なお、必ず事前に専攻科から機構に内容の確認を依頼してください。また、申請時に読替前の単位に係る単位修得証明書を併せて提出してください。

6 学位審査手数料

学位審査手数料は32,000円です。

- (1) 在学する特例適用専攻科へ配付する特例による学位授与申請専用の払込用紙により、郵便局または銀行等の金融機関の窓口で払い込んでください。金融機関に備え付けの払込（振込）用紙、ATMは利用しないでください。
- (2) 払込みに必要な手数料は、申請者負担となります。また、お取り扱いの金融機関によって手数料が異なりますので、注意してください。
- (3) 払い込んだ金融機関の窓口で発行される、「学位審査手数料受付証明書」（郵便振替払込受付証明書）を学位授与申請書の所定の貼付欄に貼付し、在学する特例適用専攻科の担当者へ必ず提出してください。
- (4) 払込みできる期間は、次のとおりですが、「学位審査手数料受付証明書」は特例適用専攻科で取りまとめるため、所属する特例適用専攻科が指定する払込期間にしたがってください。
（機構が定める払込期間後の払込みによる申請は、受理しません。）
4月期 3月1日（木）から4月13日（金）まで
10月期 9月1日（土）から10月12日（金）まで

7 申請書類等の到着・受理

申請書類等をいったん受理した後は、いかなる理由があっても申請書類等および学位審査手数料は返還しません。

⑥ 審査と合否の通知（申請者向け）

1 修得単位の審査

修得単位の審査では、機構があらかじめ審査し認定した科目表に記載された授業科目について、申請者が専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準を満たすように履修することで、すべての「修得単位の審査の基準」を満たしているか否かを審査します。

2 学修総まとめ科目の履修に関する審査

学修総まとめ科目の履修に関する審査では、学修総まとめ科目を履修し、単位を修得しているか否かに加え、

- 申請時に提出する「学修総まとめ科目履修計画書」
 - 特例適用専攻科修了確定時に提出する「学修総まとめ科目 成果の要旨」等
- について、履修計画書と成果の要旨等を照合し、各項目および内容について審査します。

3 合否の判定

合否の判定は、修得単位の審査および学修総まとめ科目の履修に関する審査の結果に基づいて行われます。

ただし、修得単位の審査および学修総まとめ科目の履修に関する審査の結果にかかわらず、専攻科を修了できなかった場合は「不合格」となります。

4 合否の通知

判定結果は、平成 30 年度 4 月期の申請については平成 30 年 9 月下旬までに、平成 30 年度 10 月期の申請については平成 31 年 3 月下旬までに通知します。

5 審査の結果が不合格となった者の取扱い

平成29年度に「特例による学位授与申請」を行い不合格となった者は、再度申請する際に特例適用専攻科修了見込みであれば、「特例による学位授与申請」を行うことができます。

ただし、特例適用専攻科をすでに修了した場合は、特例による学位授与申請はできませんので、次回の申請からは「修得単位および学修総まとめ科目等の審査による学位授与の申請」ではなく、「修得単位の審査および学修成果についての審査ならびに試験による学位授与の申請」を行うこととなります。

⑦ 学位の授与（申請者向け）

1 「学位記」の送付

合格者には「学位記」が、在学する特例適用専攻科へ一括で送付されますので、在学する特例適用専攻科より学位記をお受け取りください。学位記は学位の授与についての証書です。

この学位記は、再発行できませんので大切に保管してください。

2 「学位授与証明書」の発行

進学、就職等で学士の学位授与の証明が必要な場合は、「学位授与証明書」の交付請求をしてください。（→p. 51）

なお、学位記と併せて、和文の学位授与証明書を1通お送りしています。

3 学位の授与の取消し

学士の学位を授与された者が、不正な方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは、学士の学位の授与を取り消します。取り消された者は、学位記を返還することとなります。

⑧ 再申請（申請者向け）

1 審査の一部免除

- (1) 特例による学位授与申請で不合格となった場合で、「修得単位の審査」、「学修総まとめ科目の履修に関する審査」のいずれかが「可」と判定された者が、専攻科を修了せず再度特例による学位授与申請を行った場合（以下「特例による再申請」といいます。）は、「可」と判定された審査について免除されます。
- (2) 「修得単位の審査」、「学修総まとめ科目の履修に関する審査」の両方が「不可」であった場合は、審査は免除されず、新規の申請と同様の方法で申請することになります。
- (3) 「修得単位の審査」、「学修総まとめ科目の履修に関する審査」の両方が「可」と判定され、専攻科を修了できなかったことにより不合格となった者が特例による再申請を行った場合は、「修得単位の審査」および「学修総まとめ科目の履修に関する審査」のいずれも免除されます。

2 再申請に必要な書類等

前回の判定結果により次ページ以降の表に掲げた申請書類等を提出してください。

なお、特例による再申請は、初回の申請と同様に、インターネットを利用した電子申請で行います。また、各申請者が入力した情報等は、特例適用専攻科の担当者が、内容を確認し、必要な書類とともに取りまとめて、機構へ提出していただくこととなります。

3 受付期間等

同一時期に申請する特例による学位授与申請者のものと同じです。（→p. 36）

4 学位審査手数料

再申請に係る学位審査手数料は32,000円です。（払込方法→p. 44）

再申請に必要な情報や書類等
(前回の判定が「修得単位の審査が「不可」」の場合)

申請に必要な情報や書類等			申請者	特例適用専攻科の担当者
☆申請受付時				
①	申請者基本情報	入 力	○	—
		送 信	—	○
②	学位授与申請書		△	○
③	学位審査手数料受付証明書		△	○
⑥	単位修得状況等申告書 (修得単位情報)	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑦	単位修得証明書 (学科・専攻科)		* ¹	○
⑧	認定科目表に掲げる授業科目を履修したものと みなす証明書		—	* ²
-	判定結果証明書 (前回の判定結果通知に添付されていたもの)		△	○
☆修了確定時				
⑩	特例適用専攻科の修了証明書		—	○
⑪	修得単位情報 (修得見込単位分)	入 力	—	○
		送 信	—	○
⑫	単位修得証明書 (専攻科)		—	○

※ 「○」は申請者または特例適用専攻科の担当者が担当する分。

「△」は申請者各自が作成・入手した書類を専攻科へ提出する分。

「入力」とは、電子申請システムへ入力（またはファイルをアップロード）すること。

「送信」とは、電子申請システムへ入力されている内容を確認の上、特例適用専攻科の担当者が、データを最終登録すること。

※ 表中の○付き数字は、「**⑤** 申請（申請者向け）」39～43ページの説明及び表と対応しています。

* 1 在学する特例適用専攻科を置く短期大学・高等専門学校と異なる短期大学・高等専門学校の卒業者は、申請者本人が出身校に証明書の発行の依頼をし、取り寄せる必要があります。具体的な手続きは在学する特例適用専攻科の担当者等の指示にしたがってください。

* 2 申請者が大学において履修した授業科目や異なる認定科目表に記載された授業科目の単位を学位授与申請において申告する単位に含める場合には、申請者ごとに作成・提出が必要です。なお、必ず事前に専攻科から機構に内容の確認を依頼してください。また、申請時に読替前の単位に係る単位修得証明書を併せて提出してください。

再申請に必要な情報や書類等
(前回の判定が「学修総まとめ科目の履修に関する審査が「不可」」の場合)

申請に必要な情報や書類等			申請者	特例適用専攻科の担当者
☆申請受付時				
①	申請者基本情報	入 力	○	—
		送 信	—	○
②	学位授与申請書		△	○
③	学位審査手数料受付証明書		△	○
⑤	「学修総まとめ科目履修計画書」	入 力	○	—
		送 信	—	○
-	判定結果証明書 (前回の判定結果通知に添付されていたもの)		△	○
☆修了確定時				
⑨	「学修総まとめ科目成果の要旨」等	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑩	特例適用専攻科の修了証明書		—	○
⑪	学修総まとめ科目の成績評価の結果	入 力	—	○
		送 信	—	○

- ※ 「○」は申請者または特例適用専攻科の担当者が担当する分。
「△」は申請者各自が作成・入手した書類を専攻科へ提出する分。
「入力」とは、電子申請システムへ入力（またはファイルをアップロード）すること。
「送信」とは、電子申請システムへ入力されている内容を確認の上、特例適用専攻科の担当者が、データを最終登録すること。

- ※ 表中の○付き数字は、「⑤ 申請（申請者向け）」39～43ページの説明及び表と対応しています。

再申請に必要な情報や書類等
(不合格の理由が「専攻科未修了」のみの場合)

申請に必要な情報や書類等			申請者	特例適用専攻科の担当者
☆申請受付時				
①	申請者基本情報	入 力	○	—
		送 信	—	○
②	学位授与申請書		△	○
③	学位審査手数料受付証明書		△	○
—	判定結果証明書 (前回の判定結果通知に添付されていたもの)		△	○
☆修了確定時				
⑩	特例適用専攻科の修了証明書		—	○

- ※ 「○」は申請者または特例適用専攻科の担当者が担当する分。
「△」は申請者各自が作成・入手した書類を専攻科へ提出する分。
「入力」とは、電子申請システムへ入力（またはファイルをアップロード）すること。
「送信」とは、電子申請システムへ入力されている内容を確認の上、特例適用専攻科の担当者が、データを最終登録すること。

- ※ 表中の○付き数字は、「⑤ 申請（申請者向け）」39～43ページの説明及び表と対応しています。

⑨ 各種手続

以下の手続については、各申請者が直接機構に対して行ってください。

1 証明書の交付

各証明書は、交付願が当機構に到着してから、できるだけ3日程度（土・日曜，祝日，年末年始を除く）で発送するようにしています。各交付願の様式は、機構のウェブサイトからダウンロードできます。

(1) 「学位授与証明書」(http://www.niad.ac.jp/n_gakui/shoumeisho/index.html)

機構から学位が授与されたことを証明する書類です。

A4判の用紙に「学位授与証明書交付願」と明記した上で次の事項を記入し、あて先を明記した返信用封筒（長形3号に送料分の切手を貼付*）とともに、当機構学位審査課に送付してください。

- ① 郵便番号 ② 住所 ③ 電話番号
- ④ 氏名（フリガナ）[英文証明書を請求する場合は、ローマ字表記も記入する。]
- ⑤ 学位授与年月日** ⑥ 学位記番号** ⑦ 学位（専攻分野）の名称
- ⑧ 生年月日 ⑨ 使用目的 ⑩ 提出先 ⑪ 必要部数

* 請求枚数が4枚（厳封の場合は2枚）までの場合は、82円切手（速達を希望する場合は362円）を貼ってください。枚数が5枚以上の場合は、当機構に問い合わせてください。

** ⑤の学位授与年月日、⑥の学位記番号については、不明であれば未記入でも可。

(2) 「学位授与申請受理証明書」(http://www.niad.ac.jp/n_gakui/shinseishiryoku/index.html)

学位授与申請書類等が機構に受理されてから合否の判定が出るまでの間、機構において申請を受理していることを証明する書類です。

A4判の用紙に「学位授与申請受理証明書交付願」と明記した上で次の事項を記入し、あて先を明記した返信用封筒（長形3号に送料分の切手を貼付***）とともに、当機構学位審査課に送付してください。

- ① 郵便番号 ② 住所 ③ 電話番号 ④ 氏名（フリガナ）
- ⑤ 専攻分野の名称 ⑥ 専攻の区分 ⑦ 生年月日 ⑧ 使用目的
- ⑨ 提出先 ⑩ 必要部数

*** 請求枚数が4枚までの場合は、82円切手（速達を希望する場合は362円）を貼ってください。枚数が5枚以上の場合は、当機構に問い合わせてください。

2 アンケート調査等のお願い

機構では、学位授与制度の一層の改善を図るため、学士の学位取得者を対象としてアンケート調査等を実施しています。回答者個人についての情報が、他の目的で使われることはありませんので、ぜひご協力をお願いいたします。

■ 専攻科向け案内

10 申請（専攻科向け）

1 学位授与の申請

専攻科の修了までに所定の単位をすべて修得し、平成30年9月に特例適用専攻科を修了する見込みの者は平成30年度4月期に、平成31年3月に特例適用専攻科を修了する見込みの者は平成30年度10月期に、それぞれ特例による学位授与の申請ができます。

特例適用専攻科によって学位授与申請が認められる専攻の区分は決まっていますので、必ず事前に、所属する申請者に申請可能な専攻の区分を周知してください。

なお、次に該当する者はこの制度を利用して申請するためには一定の要件を満たしている必要があります。

- (1) 現在在学している短期大学または高等専門学校学科以外を卒業し、特例適用専攻科へ入学した者
- (2) 専攻科に入学後、在学する専攻科が特例の適用認定を受けた者
- (3) 短期大学または高等専門学校を卒業後、社会人入学等を利用して専攻科に入学した者
- (4) 学科と専攻科で専攻する分野が異なっている者

そのほか、他大学等で修得した単位がある場合は、学位授与申請を行う前に、在学する特例適用専攻科の授業科目の履修により修得される単位への「読替」という手続きを行っていただく必要があります。

これらについても、必ず、事前に所属する申請者の状況を各専攻科ごとで把握し、適切な指導を行うとともに、手続きに遺漏のないようご注意ください。

2 申請方法

特例による学位授与の申請は、特例適用専攻科が所属する申請者の申請情報や単位修得情報および証明書類を取りまとめて、機構へ一括して提出していただく方法によります。具体的には、特例適用専攻科の担当者は、所属する申請者が電子申請システムへ入力した情報が正しいかを確認し、電子申請システムへの最終登録を行ったり、各申請者の証明書類をまとめて機構へ提出します。

なお、特例による学位授与の申請に係る書類等の提出は、申請受付時と修了確定時の2段階に分けて行います。

3 受付期間等

(1) 申請受付時

- ① 特例適用専攻科の担当者は、機構から配付された電子申請システムのログインID・パスワードを所属する申請者全員に配付するとともに、入力期間内に必要なデータ入力をするよう指導をし、入力された情報を確認の上、データを確定・送信します。
- ② 所属する申請者全員の名簿を作成し、必要な証明書類等を取りまとめた上で、名簿*を添えて指定の期間内に機構へ提出します。

*「特例による学位授与申請者名簿様式」は以下の URL に掲載されています。
http://www.niad.ac.jp/n_gakui/enkatsu/

申請時期	期 間
4 月期申請	○ データ送信 平成30年3月20日（火）～平成30年4月12日（木） （最終日は17時までに送信完了） ○ 書類送付 平成30年4月6日（金）～平成30年4月13日（金）（必着）
10月期申請	○ データ送信 平成30年9月19日（水）～平成30年10月11日（木） （最終日は17時までに送信完了） ○ 書類送付 平成30年10月5日（金）～平成30年10月12日（金）（必着）

(2) 修了確定時

- ① 特例適用専攻科の担当者は、所属する申請者全員に入力期間内に必要なデータ入力をするよう指導をし、入力された情報を確認します。
- ② 所属する申請者が申請時に修得見込単位としていた授業科目単位の修得の有無を確認し、システム上に入力し、データを確定・送信します。
- ③ 必要な証明書類等を取りまとめた上で、指定の期間内に機構へ提出します。

申請時期	期 間
4 月期申請	○ データ送信 平成30年8月1日（水）～平成30年9月10日（月）* （最終日は17時までに送信完了） ○ 単位修得証明書（専攻科）等送付 平成30年8月1日（水）～平成30年9月11日（火）（必着）* ○ 特例適用専攻科の修了証明書送付 平成30年8月1日（水）～平成30年9月19日（水）（必着）*

10月期申請	○ データ送信 平成31年2月1日（金）～平成31年3月13日（水）* (最終日は17時まで送信完了)
	○ 単位修得証明書（専攻科）等送付 平成31年2月1日（金）～平成31年3月14日（木）（必着）*
	○ 特例適用専攻科の修了証明書送付 平成31年2月1日（金）～平成31年3月20日（水）（必着）*

- * 学位記の配付のため、特定の日付までに学位記の受け取りを希望する特例適用専攻科については、上に示す期間にかかわらず、次の表のとおり機構が指定する期日までにデータを送信および書類を送付する必要があります。

＜特定の日付までに学位記の受け取りを希望する場合の各期限＞

データの送信期限	単位修得証明書等の送付期限の1日前（前日）
単位修得証明書等の送付期限	学位記の配付予定日の15営業日前
修了証明書の送付期限	学位記の配付予定日の7営業日前

- * データの送信および書類の送付期限はいずれも必着です。
- * 各特例適用専攻科の学位記の配付予定日については、電子申請システムの学校ごとの担当者情報入力ページに、学位記の送付先住所と併せて入力して登録してください。

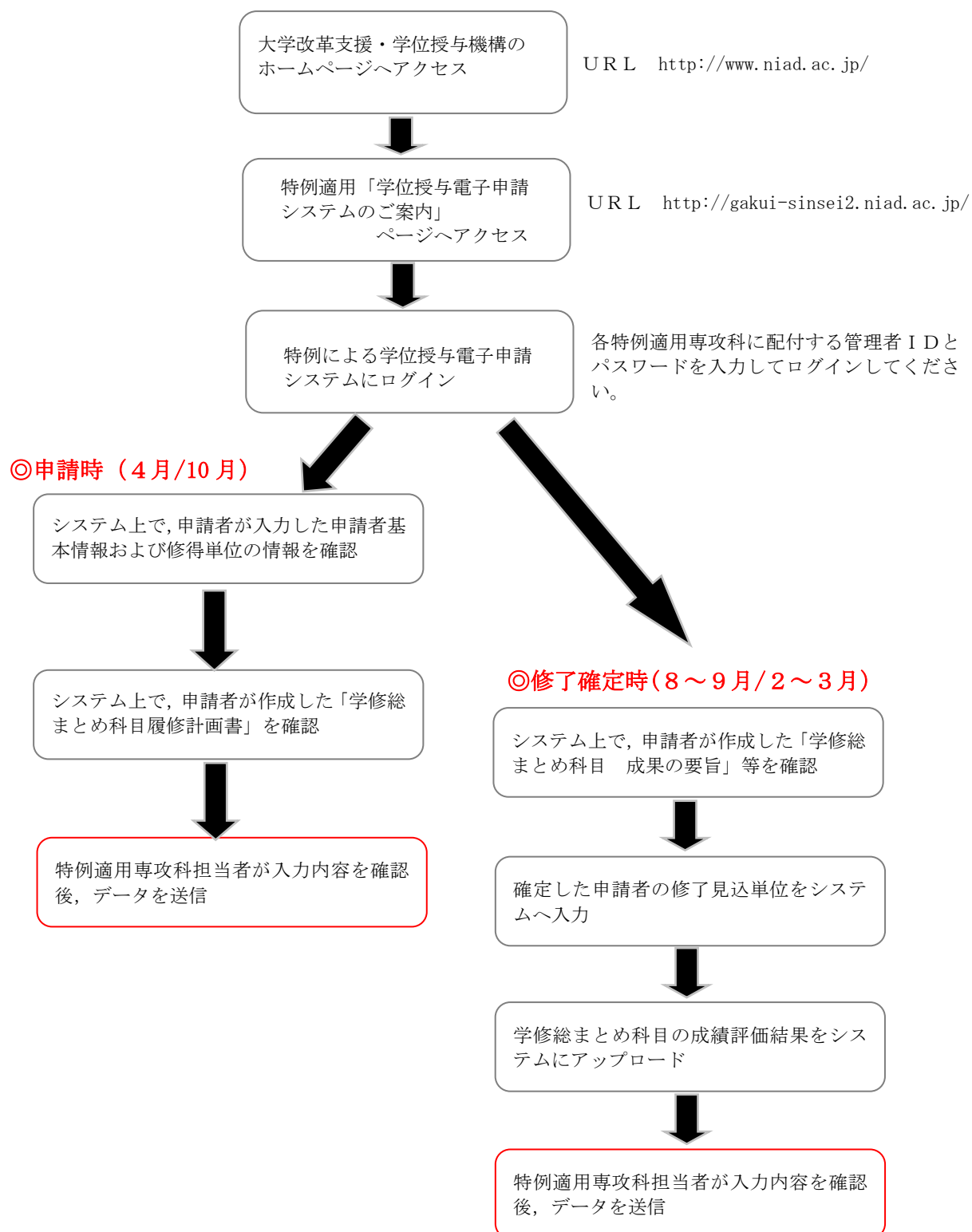
(3) 学位審査手数料払込み

学位審査手数料の払込みは、所属する申請者が金融機関にて行います。申請者が金融機関の窓口で発行される「学位審査手数料受付証明書」（郵便振替払込受付証明書）を貼付した学位授与申請書を取りまとめ、申請者名簿と併せて機構へ提出します。

申請時期	払 込 期 間
4月期申請	○ 平成30年3月1日（木）～平成30年4月13日（金）
10月期申請	○ 平成30年9月1日（土）～平成30年10月12日（金）

○インターネットを利用した電子申請の方法

所属する申請者が電子申請システムへ入力した情報を確認の上、最終登録する。



4 申請にあたっての留意事項

- (1) 必要な申請情報の入力・確認は、すべてインターネットを利用した電子申請システムを利用して行っていただきます。
- (2) 事前に、所属する申請者が特例による学位授与申請者の要件や申請条件を満たしているかどうかについて、各特例適用専攻科でご確認願います。特に、申請者が各特例適用専攻科とその基礎となる学科で履修した教育課程の授業科目が、機構の定める「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」（→pp. 73～94）のどの「専攻に係る授業科目の区分」に該当するかに関しては、事前に各特例適用専攻科に開示しています。申請者がすでに履修した授業科目の修得単位と、専攻科を修了するまでに履修予定の授業科目の修得見込単位によって基準を満たすかどうかを確認の上、各特例適用専攻科にて履修計画を指導願います。
- (3) 申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」および「学修総まとめ科目 成果の要旨」等については、審査の結果、その内容が不十分であると判断されると、それぞれ書き直しを求められる場合がありますので、ご注意願います。
なお、書き直しを求められる場合には、各専攻科の担当者にその旨を連絡します。直接申請者に連絡することはありませんので、ご承知おきください。
- (4) 特例適用専攻科に在学し、特例による学位授与申請者の要件を満たす者は、在学中は特例以外による学位授与申請はできません。
- (5) システムへの入力期限や書類の提出期限に関しては、機構への提出に間に合うよう各特例適用専攻科で提出期限を設けて運用願います。
- (6) 質問事項は、特例適用専攻科で取りまとめの上、機構へお問い合わせください。

5 申請に必要な情報と書類

特例による学位授与申請において、申請に係る情報の入力と学位審査手数料の払込みについては、申請者が各自で行います。その他、申請情報および証明書類の取りまとめは、特例適用専攻科の担当者が行います。

63ページの表は、申請者と専攻科担当者の役割分担をまとめているので、ご確認ください。
(なお、以下の説明中の○付き数字は、63ページの表の各項目と対応しています。)

◎ 特例による学位授与申請者名簿

所属する申請者全員（再申請含む）の名簿を作成し、必要な証明書類等を取りまとめた上で、名簿*を添えて指定の期間内に機構へ提出します。

*「特例による学位授与申請者名簿様式」は以下の URL に掲載されています。

http://www.niad.ac.jp/n_gakui/enkatsu/

① 申請者基本情報

申請者が電子申請システムへ入力した内容を確認の上、特例適用専攻科で一括してデータを送信します。

② 学位授与申請書

申請者が提出した学位授与申請書を、特例適用専攻科が取りまとめ、機構へ提出します。

③ 学位審査手数料受付証明書（郵便振替払込受付証明書）

申請者が金融機関印の押印された学位審査手数料受付証明書（郵便振替払込受付証明書）（コピー不可）を所定の貼付欄に貼付した学位授与申請書を、特例適用専攻科が取りまとめ、機構へ提出します。

④ 短期大学・高等専門学校卒業証明書

すべての申請者の学科の卒業証明書を特例適用専攻科が取りまとめ、機構へ提出します。

⑤ 「学修総まとめ科目履修計画書」

申請者が作成した内容を確認の上、各申請者の「学修総まとめ科目履修計画書」（様式 1 aまたは様式 1 b）の最終ページの後ろに、当該「学修総まとめ科目履修計画書」に記載された担当指導教員の「学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（個表）」*をあわせて一ファイルとし、申請者基本情報等とともに一括してデータを送信します。

*担当指導教員の「学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（個表）」とは、専攻科で作成し、機構の審査において「適」と認められた書類のことです。

⑥ 単位修得状況等申告書（修得単位情報）

申請者が電子申請システムへ入力した内容を確認の上、申請者基本情報等とともに一括してデータを送信します。

⑦ 単位修得証明書（学科・専攻科）

申請受付時点でのすべての申請者の学科および専攻科の単位修得証明書を取りまとめ、機構へ提出します。

⑨ 「学修総まとめ科目 成果の要旨」等

修了確定時に、申請者が電子申請システムにアップロードした内容を確認の上、データを送信します。

学修・探究の成果を「演奏・創作または作品」とする場合の記録メディア等については、取りまとめた上で単位修得証明書（⑫）と併せて機構へ提出します。

⑩ 特例適用専攻科の修了証明書

修了確定時に、すべての申請者の特例適用専攻科の修了証明書を取りまとめた上で機構へ提出します。なお、複数人について一括して修了を証明する形式で発行されたものでもかまいません。

⑪／⑫ 修得単位情報（修得見込単位分）／単位修得証明書（専攻科）

修了確定時に、各申請者が単位修得状況等申告書において修得見込みとして申告した単位の修得状況を電子申請システムへ入力し、すべての申請者の特例適用専攻科の最終的な単位修得証明書を取りまとめた上で機構へ提出します。

⑬ 学修総まとめ科目の成績評価の結果

修了確定時に、学修総まとめ科目の成績評価の結果として、申請者ごとに、当該申請者の氏名、学修総まとめ科目の成績評価の最終結果およびその根拠（機構で審査を受け「適」とされた「学修総まとめ科目の成績評価基準等を記載した書類」で示された、成績評価の観点、基準、方法等に基づき、各評価項目・要素ごとにどのような評価をして、最終的な成績評価結果が決定されたのかが分かるもの）が記載された文書（PDFファイル）を電子申請システムにアップロードし、送信します。

様式は任意としますが、基本的には上記の「学修総まとめ科目の成績評価基準等を記載した書類」にしたがった様式としてください。また、根拠として、学内で使用している評価シート等を添付してもかまいません。（次ページ以降に記載例を掲載していますので参考にしてください。）

また、すべての申請者の学修総まとめ科目の成績評価の最終結果の一覧をExcelファイルで作成し、単位修得証明書（⑫）と併せてCD-RまたはDVD-Rにて機構へ提出します。一覧の様式は任意としますが、申請者氏名と申請者IDは必ず記載してください。

記載例（１）

申請者氏名：〇〇 〇〇

評価対象 A:学修や探究の過程での日常的な取り組み

B:学修成果と成果の要旨：論文にまとめられた学修の成果

C:コミュニケーションの能力：学修・探究内容の口頭発表と質疑応答

評価の方法

- ・各評価項目において、最低基準に満たない場合、その項目の評点はゼロ点とする。
(各項目の評点の合計) / (5×項目数(12)=60) により得点率を算出し、これに基づいて成績を評価する。
優：得点率 90%以上, 良：90%未満 75%以上, 可：75%未満 60%以上, 不可：60%未満。
- ・指導教員は成績評価の主査をつとめ、指導教員以外の副査を1名定める。評価対象A及びBの評価は主査と副査の合議により行う。
- ・評価対象Cについては、成果発表会の出席教員による合議により評点を決める。

評価結果

評価項目	評価対象	最低基準（1点）	標準基準（3点）	最高基準(5点)	評価
背景・目的が記述されているか	B	目的について記述されている。学修・探究の背景や既往の研究等についての記述が不十分である。	学修・探究の背景が正しく理解されており、課題に関連する文献調査もなされていて、目的が明確に記述されている。	学修・探究の背景を正しく理解しており、課題に関連する広汎な文献調査がなされていて、既往の研究等が適切に引用されている。目的も明確に記述されている。	3点
困難を乗り越える十分な努力がなされたか	A	課題設定が安易であり困難がなかった。もしくは困難を解決する努力が十分でなかった。	教員の指導や関連する専門家の助言のもとに困難を解決する努力がなされた。	困難な課題を、自らの創意・工夫と努力により解決した。	4点
手法・手段は適切であるか	A, B	結果は得られているものの、手法・手段は必ずしも適切ではない。	適切な手法・手段である。	手法・手段に創意や工夫が見られる。目的達成のために最適な手法・手段が選択されている。	3点
各項目の合計 得点率 45点 (3+4+3+…… = 45) 45/60*100 = 75%					
最終判定				良	

記載例（２）

申請者氏名：○○ ○○

成績評価については，取組状況（30％），発表会（20％），論文（50％）として，各成績評価基準に基づきそれぞれ５段階で評価し，合計 60 点以上を合格とする。

各要素については，以下の観点に基づき総合的に判断した。

要素	観点
取組状況	手法・手段は適切であるか
	困難を乗り越える十分な努力がなされたか
	チームワークが取れたか、リーダーシップを発揮したか
	倫理性が確保されたか
発表会	論理展開が妥当であるか
	批判的、合理的な思考力が生かされているか
	口頭発表においてコミュニケーション能力が示されたか
論文	背景・目的が記述されているか
	論理展開が妥当であるか
	批判的、合理的な思考力が生かされているか
	結果あるいは途中経過における考察は妥当か
	「学修総まとめ科目履修計画書」に記述した計画・内容と一貫性が保たれているか
	大きな変更が生じた場合には、その理由、解決策等が明記されているか
	文章表現は適切であるか
	学修経験が適切に生かされているか

当該学生については，

- ・取組状況（30 点満点）について，１～５の５段階で評価し，各評点×６で算出
→ 当該学生については判定「４」×６＝２４点
- ・発表会（20 点満点）について，１～５の５段階で評価し，各評点×４で算出
→ 当該学生については判定「３」×４＝１２点
- ・論文（50 点満点）について，１～５の５段階で評価し，各評点×１０で算出
→ 当該学生については判定「４」×１０＝４０点

以上により，合計点 76 点であり，合格とした。

申請に必要な情報や書類等

申請に必要な情報や書類等			申請者	特例適用専攻科の担当者
☆申請受付時				
◎	特例による学位授与申請者名簿		—	○
①	申請者基本情報	入 力	○	—
		送 信	—	○
②	学位授与申請書		△	○
③	学位審査手数料受付証明書		△	○
④	短期大学・高等専門学校の卒業証明書		* ¹	○
⑤	「学修総まとめ科目履修計画書」 個表を結合したもの（→p. 59）	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑥	単位修得状況等申告書 （修得単位情報）	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑦	単位修得証明書（学科・専攻科）		* ¹	○
⑧	認定科目表に掲げる授業科目を履修したものと みなす証明書		—	* ²
☆修了確定時				
⑨	「学修総まとめ科目成果の要旨」等	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑩	特例適用専攻科の修了証明書		—	○
⑪	修得単位情報（修得見込単位分）	入 力	—	○
		送 信	—	○
⑫	単位修得証明書（専攻科）		—	○
⑬	学修総まとめ科目の成績評価の結果	入 力	—	○
		送 信	—	○

- ※ 「○」は申請者または特例適用専攻科の担当者が担当する分。
「△」は申請者各自が作成・入手した書類を専攻科へ提出する分。
「入力」とは、電子申請システムへ入力（またはファイルをアップロード）すること。
「送信」とは、電子申請システムへ入力されている内容を確認の上、特例適用専攻科の担当者が、データを最終登録すること。

- * 1 在学する特例適用専攻科を置く短期大学・高等専門学校と異なる短期大学・高等専門学校の卒業者は、申請者本人が出身校に証明書の発行の依頼をし取り寄せた上で、在学する特例適用専攻科から提出する必要がありますので留意してください。
* 2 申請者が大学において履修した授業科目や異なる認定科目表に記載された授業科目の単位を学位授与申請において申告する単位に含める場合には、申請者ごとに作成・提出が必要です。なお、必ず事前に専攻

科から機構に内容の確認を依頼してください。また、申請時に読替前の単位に係る単位修得証明書を併せて提出してください。

※ 認定科目表に対応する学位授与申請者の入学年度以前に学科または専攻科に入学した者が特例による学位授与申請を行う場合は、当該申請者が学科および専攻科で履修した教育課程（カリキュラム）と、認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）が同一のものであると学（校）長により証明した書類を提出する必要があります。

具体的には、学科および専攻科の規則等により、学科と専攻科それぞれの教育課程（カリキュラム）の適用入学年度に係る規定を根拠として示した上で、「当該申請者が平成30年度に特例による学位授与申請を行う者に適用される認定科目表の基となった教育課程と同一の教育課程を履修していることを証明する」旨の書類を、申請者ごとに作成・提出してください。（当該申請者が平成29年度以前に特例による学位授与申請を行う者に適用される認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）と同一の教育課程を履修している場合は、上記の「平成30年度」を該当する年度にして作成・提出してください。）

6 学位審査手数料

学位審査手数料は32,000円です。

- (1) 特例適用専攻科の担当者は、各特例適用専攻科に配付される特例による学位授与申請専用の払込用紙を所属する申請者に配付し、申請者個人において郵便局または銀行等の各金融機関の窓口で学位審査手数料を払い込むようご指導ください。

また、払い込んだ金融機関の窓口で発行される、「学位審査手数料受付証明書」（郵便振替払込受付証明書）を申請者が学位授与申請書の所定の欄に貼付していることを確認の上、学位授与申請書を取りまとめ、所属する申請者全員の名簿と併せて機構へ提出してください。

- (2) 払込みできる期間は、次のとおりですが、申請書類の受付期間と同時期となっているため、申請者からの「学位審査手数料受付証明書」（郵便振替払込み受付証明書）を貼付した学位授与申請書類の提出期限は各特例適用専攻科で適切に設定の上、必ず締切に間に合うよう機構へ提出してください。（払込期間後の払込みによる申請は、受理しません。）

4月期 3月1日（木）から4月13日（金）まで

10月期 9月1日（土）から10月12日（金）まで

7 申請書類等の送付

申請書類等は、必要な書類を申請者ごとに取りまとめたものを申請者IDの順に並べて封入し、書類を送付する申請者のリスト（各申請者の氏名、申請者ID、在籍する専攻名、学位授与申請する「専攻の区分」を記載したもの。申請時は「所属する申請者全員の名簿」*をこれに替えてかまいません。）を必ず添えて、書留など配達記録の残る方法で送付してください。

なお、証明書等は申請者ごとに厳封する必要はありません。

* 様式は機構のウェブサイト（http://www.niad.ac.jp/n_gakui/enkatsu/index.html）に掲載しています。

8 申請書類等の到着・受理

申請書類等をいったん受理した後は、いかなる理由があっても申請書類等および学位審査手数料は返還しません。

11 審査と合否の通知（専攻科向け）

1 修得単位の審査

修得単位の審査では、機構があらかじめ審査し認定した科目表に記載された授業科目について、申請者が専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準を満たすように履修することで、すべての「修得単位の審査の基準」を満たしているか否かを審査します。

2 学修総まとめ科目の履修に関する審査

学修総まとめ科目の履修に関する審査では、学修総まとめ科目を履修し、単位を修得しているか否かに加え、

- 申請時に提出する「学修総まとめ科目履修計画書」
 - 特例適用専攻科修了確定時に提出する「学修総まとめ科目 成果の要旨」等
- について、履修計画書と成果の要旨等を照合し、各項目および内容について審査します。

なお、学修総まとめ科目は、申請者が学修総まとめ科目において学修・探究を行うにあたり設定したテーマを指導することができると機構があらかじめ認めた指導教員（および指導補助教員）の指導（および指導補助）の下に履修している必要があります。

3 合否の判定

合否の判定は、修得単位の審査および学修総まとめ科目の履修に関する審査の結果に基づいて行われます。

ただし、修得単位の審査および学修総まとめ科目の履修に関する審査の結果にかかわらず、専攻科を修了できなかった場合は「不合格」となります。

4 合否の通知

判定結果は、平成 30 年度 4 月期の申請については平成 30 年 9 月下旬までに、平成 30 年度 10 月期の申請については平成 31 年 3 月下旬までに通知します。

5 審査の結果が不合格となった者の取扱い

平成29年度に「特例による学位授与申請」を行い不合格となった者は、再度申請する際に特例適用専攻科修了見込みであれば、「特例による学位授与申請」を行うことができます。

ただし、特例適用専攻科をすでに修了した場合は、特例による学位授与申請はできませんので、次の申請からは「修得単位および学修総まとめ科目等の審査による学位授与の申請」ではなく、「修得単位の審査および学修成果についての審査ならびに試験による学位授与の申請」を行うこととなります。

12 学位の授与（専攻科向け）

1 「学位記」の送付

合格者には「学位記」が、在学する特例適用専攻科へ一括で送付されますので、各特例適用専攻科は責任をもって確実に合格者へ配付してください。学位記は学位の授与についての証書です。

この学位記は、再発行できませんので、大切に保管しておくようご指導願います。

なお、学位記の配付予定日を指定した場合の修了確定時の書類の提出期限（→p. 56）を過ぎた後に書類が提出されても、機構による合格者への学位記の個別送付は行いません。

在学する合格者または修了後の合格者への学位記の配付にあたっては、各特例適用専攻科において確実に配付する手段を確保するようにしてください。

2 「学位授与証明書」の発行

進学、就職等で学士の学位授与の証明が必要な場合は、「学位授与証明書」の交付請求をするよう指示してください。（→p. 51）

なお、学位記と併せて、和文の学位授与証明書を1通お送りしています。

3 学位の授与の取消し

学士の学位を授与された者が、不正な方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは、学士の学位の授与を取り消します。取り消された者は、学位記を返還することとなります。

13 再申請（専攻科向け）

1 審査の一部免除

- (1) 特例による学位授与申請で不合格となった場合で「修得単位の審査」、「学修総まとめ科目の履修に関する審査」のいずれかが「可」と判定された者が、専攻科を修了せず再度特例による学位授与申請を行った場合（以下「特例による再申請」といいます。）は、「可」と判定された審査について免除されます。
- (2) 「修得単位の審査」、「学修総まとめ科目の履修に関する審査」の両方が「不可」であった場合は、審査は免除されず、新規の申請と同様の方法で申請することになります。
- (3) 「修得単位の審査」、「学修総まとめ科目の履修に関する審査」の両方が「可」と判定され、専攻科を修了できなかったことにより不合格となった者が特例による再申請を行った場合は、「修得単位の審査」および「学修総まとめ科目の履修に関する審査」のいずれも免除されます。

2 再申請に必要な書類等

前回の判定結果により71ページ以降の表に掲げた申請書類等を提出してください。

なお、特例による再申請は、初回の申請と同様に、インターネットを利用した電子申請で行います。また、各申請者が入力した情報等は、各特例適用専攻科の担当者が、内容を確認し、必要な書類とともに取りまとめて、機構へ提出していただくこととなります。

3 受付期間等

すべて同一時期に申請する特例による学位授与申請者のものと同じです。（→p. 55）

同一時期に申請する特例による学位授与申請者のものとともに、一括して送信・提出します。ただし、名簿作成（→p. 55）の際には、特例による再申請を行う者の備考欄に「再申請」と記載してください。

4 学位審査手数料

再申請に係る学位審査手数料は32,000円です。

再申請に必要な情報や書類等
(前回の判定が「修得単位の審査が「不可」」の場合)

申請に必要な情報や書類等			申請者	特例適用専攻科の担当者
☆申請受付時				
①	申請者基本情報	入 力	○	—
		送 信	—	○
②	学位授与申請書		△	○
③	学位審査手数料受付証明書		△	○
⑥	単位修得状況等申告書 (修得単位情報)	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑦	単位修得証明書 (学科・専攻科)		* ¹	○
⑧	認定科目表に掲げる授業科目を履修したものと みなす証明書		—	* ²
-	判定結果証明書 (前回の判定結果通知に添付されていたもの)		△	○
☆修了確定時				
⑩	特例適用専攻科の修了証明書		—	○
⑪	修得単位情報 (修得見込単位分)	入 力	—	○
		送 信	—	○
⑫	単位修得証明書 (専攻科)		—	○

- ※ 「○」は申請者または特例適用専攻科の担当者が担当する分。
「△」は申請者各自が作成・入手した書類を専攻科へ提出する分。
「入力」とは、電子申請システムへ入力（またはファイルをアップロード）すること。
「送信」とは、電子申請システムへ入力されている内容を確認の上、特例適用専攻科の担当者が、データを最終登録すること。

※ 表中の○付き数字は、「⑩ 申請（専攻科向け）」59～63ページの説明及び表と対応しています。

- * 1 在学する特例適用専攻科を置く短期大学・高等専門学校と異なる短期大学・高等専門学校の卒業者は、申請者本人が出身校に証明書の発行の依頼をし、取り寄せる必要があります。具体的な手続きは在学する特例適用専攻科の担当者等の指示にしたがってください。
- * 2 申請者が大学において履修した授業科目や異なる認定科目表に記載された授業科目の単位を学位授与申請において申告する単位に含める場合には、申請者ごとに作成・提出が必要です。なお、必ず事前に専攻科から機構に内容の確認を依頼してください。また、申請時に読替前の単位に係る単位修得証明書を併せて提出してください。

※ 認定科目表に対応する学位授与申請者の入学年度以前に学科または専攻科に入学した者が特例による学位授与申請を行う場合は、当該申請者が学科および専攻科で履修した教育課程（カリキュラム）と、認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）が同一のものであると学（校）長により証明した書類を提出する必要があります。

具体的には、学科および専攻科の規則等により、学科と専攻科それぞれの教育課程（カリキュラム）の適用入学年度に係る規定を根拠として示した上で、「当該申請者が平成30年度に特例による学位授与申請を行う者に適用される認定科目表の基となった教育課程と同一の教育課程を履修していることを証明する」旨の書類を、申請者ごとに作成・提出してください。（当該申請者が平成29年度以前に特例による学位授与申請を行う者に適用される認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）と同一の教育課程を履修している場合は、上記の「平成30年度」を該当する年度にして作成・提出してください。）

再申請に必要な情報や書類等
(前回の判定が「学修総まとめ科目の履修に関する審査が「不可」」の場合)

申請に必要な情報や書類等			申請者	特例適用専攻科の担当者
☆申請受付時				
①	申請者基本情報	入 力	○	—
		送 信	—	○
②	学位授与申請書		△	○
③	学位審査手数料受付証明書		△	○
⑤	「学修総まとめ科目 履修計画書」	入 力	○	—
		送 信	—	○
-	判定結果証明書 (前回の判定結果通知に添付されていたもの)		△	○
☆修了確定時				
⑨	「学修総まとめ科目 成果の要旨」等	入 力	○	—
		送 信	—	○
⑩	特例適用専攻科の修了証明書		—	○
⑪	学修総まとめ科目の成績評価の結果	入 力	—	○
		送 信	—	○

- ※ 「○」は申請者または特例適用専攻科の担当者が担当する分。
「△」は申請者各自が作成・入手した書類を専攻科へ提出する分。
「入力」とは、電子申請システムへ入力（またはファイルをアップロード）すること。
「送信」とは、電子申請システムへ入力されている内容を確認の上、特例適用専攻科の担当者が、データを最終登録すること。

- ※ 表中の○付き数字は、「⑩ 申請（専攻科向け）」59～63ページの説明及び表と対応しています。

再申請に必要な情報や書類等
(不合格の理由が「専攻科未修了」のみの場合)

申請に必要な情報や書類等			申請者	特例適用専攻科の担当者
☆申請受付時				
①	申請者基本情報	入 力	○	—
		送 信	—	○
②	学位授与申請書		△	○
③	学位審査手数料受付証明書		△	○
—	判定結果証明書 (前回の判定結果通知に添付されていたもの)		△	○
☆修了確定時				
⑩	特例適用専攻科の修了証明書		—	○

- ※ 「○」は申請者または特例適用専攻科の担当者が担当する分。
「△」は申請者各自が作成・入手した書類を専攻科へ提出する分。
「入力」とは、電子申請システムへ入力（またはファイルをアップロード）すること。
「送信」とは、電子申請システムへ入力されている内容を確認の上、特例適用専攻科の担当者が、データを最終登録すること。

- ※ 表中の○付き数字は、「⑩ 申請（専攻科向け）」59～63ページの説明及び表と対応しています。

■ 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

当機構が設けている「専攻の区分」および「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」の基準表掲載ページは、次表のとおりです*。

整理 番号	専攻の区分	専攻分野の 名 称	掲 載 ページ
1	英語・英米文学	文学	75
2	歴史学		76
3	教育学	教育学	77
4	経営学	経営学	78
5	看護学	看護学	79
6	検査技術科学	保健衛生学	80
7	口腔保健衛生学	口腔保健学	81
8	栄養学	栄養学	82
9	機械工学	工学	83
10	電気電子工学		84
11	情報工学		85
12	応用化学		86
13	生物工学		87
14	材料工学		88
15	土木工学		89
16	建築学		90
17	社会システム工学		91
18	芸術工学	芸術工学	92
19	商船学	商船学	93
20	美術	芸術学	94

* 当機構が設けている「専攻の区分」のうち、現在、特例による学位授与申請を認めているもののみを掲載しています。

1 英語・英米文学

文 学

英語・英米文学は、英米の公用語である英語とそれによって書かれた英米の文学を多様な角度から研究する分野である（ただし、現在では、カナダ、オーストラリア等英米以外の地域の英語及び文学も含む）。学士レベルでは、英語を読む力、書く力、話す力を学修し、それらの能力をふまえて言語、文学、文化の諸相について学修することが求められる。その対象は発音や語彙、文法から、詩や戯曲や小説、そして文化の諸相にまで及ぶ。さらに、それらの対象を、現代の問題としてだけではなく歴史的に学修することも求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上、演習科目 12 単位以上を含むこと）	
	○英語学に関する科目 ○英文学に関する科目 ○米文学に関する科目 ○英語科目	左の区分のうちから「英語学に関する科目」の区分を含み 3 区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇英米以外の西洋文学に関する科目 ◇日本文学に関する科目 ◇西洋の歴史・思想に関する概論的な科目 ◇英語以外の外国語に関する科目 ◇英語教育に関する科目 ◇日本語教育に関する科目 ◇文化研究に関する科目 ◇比較文化に関する科目 ◇地域研究に関する科目 ◇国際関係に関する科目	
	学修総まとめ科目	

2 歴史学

文 学

歴史学は、人類が生まれて今日に至るまでの各時代に人々がどのような営みをしてきたのか、その痕跡である歴史資料から客観的な事実を明らかにし、人物・事件・作品などの時間軸上の意味をさぐることをめざす。日本・東洋・西洋などの空間領域にわたり、政治・社会・民俗・文化など広い分野を対象とし、公平な歴史へのまなざしのもと、古文書・古典・遺跡・遺物など様々な歴史資料を読み解く作業が基礎となる。学問分野も、歴史学だけでなく考古学・民俗学・美術史・建築史・地理学などに及び、歴史像を総合的・立体的に描くようになってきた。一見孤立した小地域や個人の歴史が、実は境界を越えた他地域・世界や他の人々との交流の中で展開していたり、その時の時代条件に規制されたりそれを飛び越えていたり、予測不可能でダイナミックな歴史の流れとその意味を自ら史料分析を通して解明することは、年表の暗記とは違う大変創造的な営みといえるだろう。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○歴史学に関する基礎的な科目 ○日本史に関する科目 ○東洋史に関する科目 ○西洋史に関する科目 ○考古学に関する科目	左の区分のうちから 4 区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇地理学に関する科目 ◇思想・哲学に関する科目 ◇政治・経済・法律・社会に関する科目 ◇各国文学史・文学概論に関する科目 ◇比較文化に関する科目 ◇地域研究に関する科目 ◇国際関係論に関する科目 ◇文化人類学に関する科目	
	学修総まとめ科目	

3 教育学

教 育 学

教育に関する事象は実に多様な領域・分野に広がっている。教育学は教育の営みを対象として研究し、理論化することを目的とした学問であるが、今日では人間に関する総合的科学としての性格を有し、他の諸科学と密接な関連を持つ学問領域となっている。教育学を専攻するに当たっては、人間と社会を深く洞察しつつ、教育という営みを認識・理解し理論化しようとする強い指向性を持つことが重要である。教育学の領域はきわめて多方面にわたるので、自らの関心を整理しつつ専門科目を選び取り、その結果が学修成果に十分に反映するようなかたちで学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	☐ 教育学・教育心理学に関する科目 ☐ 教科教育に関する科目 ☐ 幼児教育・保育に関する科目 ☐ 特別支援教育に関する科目 ☐ 養護教育に関する科目	左の区分のうちから 2 区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	☐ 思想・哲学に関する科目 ☐ 歴史・文化に関する科目 ☐ 心理学に関する科目 ☐ 社会に関する科目 ☐ 法律・行政・経営に関する科目 ☐ 情報科学に関する科目 ☐ 医療に関する科目 ☐ 福祉に関する科目 ☐ 芸術に関する科目 ☐ 保健体育に関する科目	
	学修総まとめ科目	

4 経営学

経営学

経営学は、われわれの社会生活に大きな影響を及ぼしている「企業」を主たる研究対象として、その構造や活動、資源やシステムについて理解を深め、分析能力を高めることを課題とする学問分野である。生産から販売・マーケティング、あるいは経理・財務、人事・労務、情報、戦略、社会的責任など、現代社会で必要とされる専門知識を提供している。「経営学」という専攻の区分で、「学士」の学位を取得するためには、専門科目に関して4区分以上の学修と、4単位以上の関連科目の学修が求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○経営学・経営学史に関する科目 ○企業論に関する科目 ○経営管理論に関する科目 ○人事管理論に関する科目 ○国際経営論に関する科目 ○経営情報論に関する科目 ○経営史に関する科目 ○会計学に関する科目 ○マーケティングに関する科目	左の区分のうちから4区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇経済学に関する科目 ◇商学に関する科目 ◇法学に関する科目 ◇政治学に関する科目 ◇社会学に関する科目	
	学修総まとめ科目	

5 看護学

看護学

看護とは、現にある、あるいはこれから起こる可能性のある健康問題に対する人間の反応を診断し、ケアすることである。看護学とは、このような健康と病気をめぐる看護に関する理論や知識、技術を生み出し活用するための学問分野である。学士のレベルでは、専門科目としてA群の7つの科目のうち「基礎看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」の区分の科目を含む16単位以上を、B群の実習科目として「看護学に関する実習科目」を16単位以上学修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40単位以上）	
	【A群（講義・演習・実験科目）】（16単位以上） ○基礎看護学に関する科目 ○母性看護学に関する科目 ○小児看護学に関する科目 ○成人看護学に関する科目 ○老人看護学に関する科目 ○精神看護学に関する科目 ○地域看護学に関する科目 【B群（実習科目）】（16単位以上） ○看護学に関する実習科目	左の区分のうち「基礎看護学に関する科目」「母性看護学に関する科目」「小児看護学に関する科目」及び「成人看護学に関する科目」の区分の科目を含むこと
	関連科目（4単位以上）	
	◇医学に関する科目 ◇保健学に関する科目 ◇社会福祉学に関する科目 ◇医療情報科学に関する科目	
	学修総まとめ科目	

6 検査技術科学

保健衛生学

検査技術科学は、臨床検査あるいは検査技術に関する学問分野である。医学全般すなわち基礎医学と臨床医学をその基盤として学び、さらに検査に的を絞った「検査学」について学修する。「検査学」の中には、検査の総論的な領域としての基礎検査学、そして実際に検査を診療に応用する臨床検査学の領域があり、ともに修める必要がある。臨床検査学に関してはその実習も必須である。以上をA群とし、学士としては、これら4区分を幅広く履修することが求められる。さらに、「検査学」をより実効のあるものとするために、医学・医療を周辺から支える領域として、B群の科目が設定してある。B群についても学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【A群】 （36 単位以上） ○基礎・臨床医学に関する科目（実習科目を含む） ○基礎検査学に関する科目 ○臨床検査学に関する科目 ○臨床検査学に関する実習科目 【B群】 ○健康科学に関する科目 ○社会医学に関する科目 ○統計学・情報科学に関する科目	左のA群の4区分にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の専門科目A群に区分される科目* ◇生命科学に関する科目 ◇理工学に関する科目 ◇社会福祉・リハビリテーション論に関する科目	
	学修総まとめ科目	

* 専攻分野「保健衛生学」の他の専攻の区分の修得単位の審査の基準については、従来の審査方式による学位授与申請案内「新しい学士への途」(http://www.niad.ac.jp/n_gakui/shinseishiryou/no7_5_gakushiH27.pdf)に掲載しています。

7 口腔保健衛生学

口腔保健学

口腔保健衛生学とは、生涯にわたって口腔・顎・顔面領域の健康を維持・増進，また機能の回復を図り，人々の健康を支援するための理論や知識，技術に関する学問領域である。口腔保健学にとって保健・医療・福祉の専門分野の理論，知識，技術は関連が深く，これらを修める必要がある。

学士のレベルでは，専門的科目としてA群の5つの区分を含む16単位以上と，実習科目であるB群の「口腔保健学に関する実習科目」を16単位以上学修することが求められる。専門科目のみならず関連科目も幅広く学修することが望ましい。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位(62単位以上)

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40単位以上）	
	【A群（講義・演習科目）】（16単位以上） ○口腔保健衛生学概論に関する科目 ○臨床歯科医学に関する科目 ○口腔疾患予防学に関する科目 ○口腔保健指導に関する科目 ○歯科診療補助に関する科目 【B群（実習科目）】（16単位以上） ○口腔保健衛生学に関する実習科目	左のA群の5区分にわたること
	関連科目（4単位以上）	
	◇医学・歯学に関する科目 ◇保健学に関する科目 ◇看護学に関する科目 ◇社会福祉学に関する科目 ◇医療情報科学に関する科目	
	学修総まとめ科目	

8 栄養学

栄 養 学

栄養学は人の健康の維持と増進を目的として、食べ物や食事について学ぶ領域である。栄養素、人体の仕組みと代謝、食品の特性や成分、食の安全、臨床における栄養、公衆栄養、保健衛生、栄養指導等ミクロからマクロまでを学ぶ幅の広い分野である。これらの学修を通して近年の国民的健康課題を解決する能力を身に付ける。講義を通じて知識を身につけ、さらにその理解を深めるために演習・実験・実習科目を履修することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【A 群（講義科目）】（28 単位以上） ○栄養に関する総合的な科目 ○人体の仕組みに関する科目 ○食物に関する科目 ○臨床栄養に関する科目 ○公衆栄養に関する科目 ○保健衛生に関する科目 ○栄養指導・栄養教育に関する科目 【B 群（演習・実験・実習科目）】（6 単位以上） ○栄養に関する演習・実験・実習科目	
	関連科目（4 単位以上）	
	◇食生態学に関する科目 ◇健康科学に関する科目 ◇生命科学に関する科目 ◇環境科学に関する科目 ◇社会福祉に関する科目 ◇人間生活に関する科目 ◇食品流通に関する科目 ◇情報科学に関する科目	
	学修総まとめ科目	

9 機械工学

工 学

機械工学は、有用な機械を開発、設計、製造、運用、保守、廃却するために必要な技術の基礎となる広範な学問体系である。工学の分野で最も広い領域をカバーしており、最近ではコンピュータ、ソフトウェア、人間を含む生体の機能や心理的反応に関する知見を包摂し、地球環境保全対応も視野に入れつつ拡張されている。このため、学士レベルでは基礎をできるだけ幅広く学ぶことが求められる。また、実験・実習により、講義で得た知識を実際に確認することも必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専 攻 に 係 る 授 業 科 目 の 区 分	専門科目（40 単位以上）	
	【A群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○機械材料・材料力学に関する科目 ○機械工作・生産工学に関する科目 ○設計工学・機械要素・トライボロジーに関する科目 ○流体工学に関する科目 ○熱工学に関する科目 ○機械力学・制御に関する科目 ○知能機械学・機械システムに関する科目 【B群（実験・実習科目）】（6 単位以上） ○機械工学に関する実験・実習科目	左のA群の区分のうちから4区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

10 電気電子工学

工 学

エネルギー、情報、通信など人間社会に必要なシステムのために、主として電磁気、光及び電子現象を利用した技術を創出し、利用する学問体系が電気電子工学であり、材料・物性・素子からシステムまでの広範囲な領域に及ぶ。電気電子工学は、社会におけるパラダイムの変化をもたらす分野であり、その変化に対応した関連技術・分野も電気電子工学分野として進展している。このため、学士レベルでは基礎を広く、また、特定の分野を深く学ぶことが要求される。さらに、実験・実習により講義で得られた知識を実際に確認することが必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専 攻 に 係 る 授 業 科 目 の 区 分	専門科目（40 単位以上）	
	【A 群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○電気電子工学の基礎となる科目（4 単位以上） ○電気工学に関する科目 ○電子工学に関する科目 ○情報通信工学に関する科目 【B 群（実験・実習科目）】（6 単位以上） ○電気電子工学に関する実験・実習科目	
	関連科目（4 単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

11 情報工学

工 学

情報の処理、蓄積、伝達などに関する技術は広範囲の学問分野で扱われているが、情報工学では特定の分野に依存しない情報技術そのものに主眼を置いている。情報工学の領域で学修されるべき事項は、情報に関する基礎理論、計算機システム、情報処理の方法、およびそれを支えるハードウェアを含んでいる。学士レベルでは、これらの事項をバランスよく学ぶことが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【A 群（講義科目）】（30 単位以上） ○情報工学基礎に関する科目（4 単位以上） ○計算機システムに関する科目（4 単位以上） ○情報処理に関する科目（4 単位以上） ○電気電子・通信・システムに関する科目 【B 群（演習・実験・実習科目）】（6 単位以上） ○情報工学に関する演習・実験・実習科目	
	関連科目（4 単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

12 応用化学

工 学

応用化学は物質の構造を原子や分子レベルで解明し、それを物質の性質と関連させる基礎化学を基本とする。解明された基礎事実を基に、有機および無機の天然および人工化合物を作ったり、種々の人工の高分子化合物を分子設計し合成する応用化学は、広範囲の化学産業の基盤である。更に、近年急発展を遂げているバイオテクノロジーやナノテクノロジーも応用化学の一分野を形成している。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【A－1 群（講義・演習科目）】（20 単位以上） ○物理化学に関する科目 ○無機化学に関する科目 ○有機化学に関する科目 ○分析化学に関する科目 ○生物化学に関する科目 ○化学工学に関する科目 【A－2 群（講義・演習科目）】（10 単位以上） ○工業化学・化学プロセスに関する科目 ○生命・生物工学に関する科目 ○材料化学に関する科目 【B 群（実験・実習科目）】（6 単位以上） ○応用化学に関する実験・実習科目	左の A－1 群の区分のうちから 4 区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

13 生物工学

工 学

生物のもつ高度な機能を解明し、それを工学的に応用するための基礎となる学問体系が「生物工学」である。生物工学はバイオテクノロジーともよばれ、食品・医療から環境・エネルギーに至るまでを広くカバーする。学士としては、生物学・化学・生化学（生物化学）・生物物理学・化学工学などに関する基礎科目、さらには生物工学に関する基礎および応用に関する科目を幅広く履修することが求められる。また、同時に実験・実習を履修することにより、学んだ知識を確実に定着させることも必要である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【A－1 群（講義・演習科目）】（20 単位以上） ○生物学に関する科目 ○化学に関する科目 ○生化学に関する科目 ○生物物理学に関する科目 ○化学工学に関する科目 【A－2 群（講義・演習科目）】（10 単位以上） ○生物工学に関する基本的科目 ○生物工学の応用に関する科目 【B 群（実験・実習科目）】（6 単位以上） ○生物工学に関する実験・実習科目	左の A－1 群の区分のうちから 3 区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目	
	◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

14 材料工学

工 学

材料工学は、金属、セラミックス、半導体、ポリマー、およびそれらの複合体などからなる「材料」の製造、加工、応用に関する科学と技術の基礎を網羅する学問体系である。材料は、その用途に応じた機能を有することが要求され、目的とする機能を発現する材料の製造には、物質の性質（物性や特性）の理解のみならず、材料組織・構造の制御、機能の評価や用途に適した形状・形態を賦与するための材料設計とプロセッシングに関する幅広い知識と技術の習得が必要となる。学士レベルでは、科学の視点に基づく材料の基礎を学ぶことと、実験・実習を通して講義により得た知識と実際の材料技術の関係を確認することが求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【A 群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○材料工学の基礎に関する科目 ○材料の構造と組織に関する科目 ○材料の機能と評価に関する科目 ○材料の設計と利用に関する科目 ○材料のプロセッシングに関する科目 ○材料の各論と応用に関する科目 【B 群（実験・実習科目）】（6 単位以上） ○材料工学に関する実験・実習科目	左の A 群の区分のうちから 5 区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

15 土木工学

工 学

土木工学は、台風や地震などの厳しい自然条件下にあって、人々の暮らしを守るとともに、道路、橋、港、河川など私達の社会・経済の基礎となる社会基盤を整備するための中心的な技術・学問分野である。調和のとれた良質な生活空間を有し、持続可能な社会を形成するためには、構造、水工、土質、施工などのハードな分野に加え、環境、計画、交通、景観などのソフトな分野の知識も必要とされ、土木工学に含まれる領域はかなり広い。このため、学士レベルでは基礎的な知識をバランス良く、出来るだけ幅広く学ぶことが求められる。また、実験・実習により、講義で得た知識を実際に確認することも大切である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	【A 群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○構造・材料に関する科目 ○水工・環境に関する科目 ○土質・施工に関する科目 ○計画・交通に関する科目 ○都市・景観に関する科目 【B 群（実験・実習科目）】（6 単位以上） ○土木工学に関する実験・実習科目（ただし、上記の「都市・景観に関する科目」の区分の単位数が15単位以上の場合は、その区分の演習科目を実験・実習科目に替えることができる）	左のA群の区分のうちから3区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

16 建築学

工 学

建築学は、人間生活を営む上で欠くことのできない衣・食・住の一つである「住」を扱い、そのために必要なあらゆる問題を扱う学問である。生活を行なうための構築物を対象に、使いやすさを追求する機能的側面、美しさを求める芸術的側面、耐久性や安全性を追求する構造的側面、建築空間を作り出す材料や構法・工法といった工学技術的側面、熱・光・音・空気など室内外の環境を制御・調整する仕掛けや設備システムを考える環境工学的側面、不動産・資産といった社会的・制度的側面がある。多くの人々が集まって住むという状況の中では、まちづくりや都市計画的側面も必要である。そして、これら諸問題の解決策を単純に寄せ集めるのではなく、過去・現在・未来を通して建築の持つ文化的側面、さらに心理的側面をも統合して豊かな空間を創出するための実務的な観点も重要である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（48 単位以上）	
	【A 群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○建築構造学に関する科目（8 単位以上） ○建築構法・材料・施工に関する科目（4 単位以上） ○建築環境工学に関する科目（2 単位以上） ○建築計画学に関する科目（4 単位以上） ○都市計画学に関する科目 ○建築史・意匠に関する科目 【B 群（実験・実習科目）】（10 単位以上） ○建築設計・製図に関する科目 ○建築学に関する実験・実習科目	
	関連科目	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目 ◇美術・デザインに関する科目	
	学修総まとめ科目	

17 社会システム工学

工 学

社会システム工学は、科学的方法論に基づく企業経営を含む社会経済システムの効果的・効率的なデザイン、マネジメント、政策に関する学問分野である。そのためにベースとなる「応用数理・システムと情報に関する科目」を学修し、主に企業活動のマネジメントに係る「経営・管理工学に関する科目」、または社会経済システムのデザイン、政策に係る「公共経済学・社会政策に関する科目」について学修することが求められる。以上の3つの区分をA群として、2区分以上を幅広く履修することが求められる。さらに社会システム工学における学修をより実効のあるものとするために、工学や社会科学の諸領域の専門的科目としてB群が設定しており、実験・実習科目としてC群が設定してある。学士としては、A群の要件に加えて、B群について個人の関心に沿って学修を行うことが求められる。さらにC群の学修を通して実践的能力を涵養することが必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目	
	【A群】（30 単位以上） ○応用数理・システムと情報に関する科目 ○経営・管理工学に関する科目 ○公共経済学・社会政策に関する科目 【B－1 群（工学の諸領域における専門的科目）】 （4 単位以上） ○機械工学に関する科目 ○電気電子工学に関する科目 ○情報工学に関する科目 ○応用化学に関する科目 ○生物工学に関する科目 ○材料工学に関する科目 ○土木工学に関する科目 ○建築学に関する科目 【B－2 群（社会科学の諸領域における専門的科目）】 （4 単位以上） ○環境・安全・知的財産・倫理・心理に関する科目 ○経済学・経営学・商学に関する科目 【C群（社会システム工学に関する実験・実習科目）】 （6 単位以上） ○社会システム工学に関する実験・実習科目	左のA群の区分のうちから「応用数理・システムと情報に関する科目」の区分を含み2区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

18 芸術工学

芸術工学

技術の基盤となる科学と人間精神を自由に発現する芸術とを統合して、技術のありようを計画し、その機能を設計して、新しい社会的価値を創造していくのが芸術工学である。芸術工学においては、「人間と歴史・文化」、「技術と科学」、「計画と設計」という3つの領域を、デザインという観点から学際的に統合していく能力が求められる。このため幅広い視点に立脚して専門科目や関連科目を学修し、講義で得た知識を演習科目や実験・実習科目によって確認していくことが必要となる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40単位以上）	
	【A群（講義・演習科目）】（20単位以上） ○芸術工学の基礎となる科目 ○生活機器・環境デザインに関する科目 ○画像・音響デザインに関する科目 ○インタフェースデザインに関する科目 【B群（実験・実習科目）】（10単位以上） ○生活機器・環境デザインに関する実験・実習科目 ○画像・音響デザインに関する実験・実習科目 ○インタフェースデザインに関する実験・実習科目	左のA群の区分のうちから「芸術工学の基礎となる科目」の区分を含み2区分以上にわたること
	関連科目（4単位以上）	
	◇美術・デザインに関する科目 ◇音楽に関する科目 ◇工学の基礎となる科目 ◇工学及び周辺技術等に関する科目	
	学修総まとめ科目	

19 商船学

商 船 学

商船学は、その要素となる学問として航海学、船用機関工学、流通工学に大別される。また手法としては応用数学、応用物理学、機械工学、流体力学、熱工学、自動制御工学、情報工学、管理工学、経営工学および海運政策学等を駆使する幅広い学問である。このため、学士レベルでは基礎をできるだけ幅広く学ぶことが求められる。また、実験実習により、講義で得た知識を実際に確認することも必須である。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専 攻 に 係 る 授 業 科 目 の 区 分	専門科目（40 単位以上）	
	【A群（講義・演習科目）】（30 単位以上） ○商船学に関する総合的な科目 ○航海学に関する科目 ○機関学に関する科目 【B群（実験・実習科目）】（6 単位以上） ○商船学に関する実験・実習科目	左のA群の区分のうちから2区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇商船学の基礎となる理工学に関する科目 ◇商船学の周辺分野に関する科目	
	学修総まとめ科目	

20 美術

芸 術 学

ここでいう「美術」とは、絵画、彫刻、工芸、デザイン、建築といった伝統的に造形芸術と呼ばれてきたものを中核として、さらに現代の映像やコンピュータといった新しいメディアによる造形をも含む領域である。そのため、美術に関する理論を中心に学ぶときばかりでなく、美術制作を中心に学ぶときも、素材や方法についての美術理論や、人間がながい歴史の中で作りだした美術の歴史についての体系的な知識が必要とされる。また美術は文化の中核をになう領域でもあるために、学校や美術館等をつうじた次世代の教育にも責任がある。そのために学士レベルでは「美術制作に関する科目」を中心として、「美術理論・美術史に関する科目」と「美術教育・アートマネジメントに関する科目」の習得が求められる。

● 修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	○美術制作に関する科目 ○美術理論・美術史に関する科目 ○美術教育・アートマネジメントに関する科目	左の区分のうちから「美術制作に関する科目」の区分を含み2 区分以上にわたること
	関連科目（4 単位以上）	
	◇文学に関する科目 ◇文化史に関する科目 ◇哲学に関する科目 ◇外国語に関する科目 ◇民族学に関する科目 ◇社会学に関する科目 ◇情報科学に関する科目 ◇心理学に関する科目 ◇言語学に関する科目 ◇演劇学に関する科目 ◇教育学に関する科目 ◇生態学に関する科目 ◇音楽に関する科目	
	学修総まとめ科目	



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

管理部学位審査課

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

<http://www.niad.ac.jp/>